

明治初期地方銀行の存在形態 ——静岡県袋井銀行の場合について——

岡田和喜

I はじめに

本稿で検討の対象とする袋井銀行は、1881（明治14）年7月、遠江国山名郡袋井宿（現静岡県袋井市）に設立され、1930（昭和5）年5月、森町銀行（本店、静岡県周智郡森町）、飯田銀行（本店、静岡県周智郡飯田村）と合併、中和銀行（本店、静岡県磐田郡袋井町）を新設して、その歩みを閉じた¹⁾。袋井銀行の50年は、袋井市を中心とする商業、農業生産地域を営業の範囲とした歴史であるが、おおよそ創業期、発展期、停滞期の3期に分けることができる。本稿は、創業期である第1回（1881年下期）から第30回（1896年上期）までの15年間を検討する。

袋井銀行の創業は、国立銀行設立認可の終了後、最初の年である。周知のように、私立銀行の設立は、国立銀行条例に準拠して認可されることとなっていた。しかしこれも紆余曲折したことは周知のことである。そこで課題の一つは、国立銀行設立との関連が問われる必要があろう。次いでこれまで大方が不分明のままに、概略の記述に止まっている私立銀行の実態を検討することが残される²⁾。そこで本稿では、まず県内国立銀行設立

* 畏友石山伍夫教授は、2003年10月21日、めでたく定年の榮誉を迎えた。長年にわたる厚誼を深謝し、教授のいっそうの発展と健康を祈念して、本稿を捧げる。
岡田和喜。

1) 『銀行大鑑』（1965年11月複製、日本金融通信社）602ページ、なお中和銀行は1939年静岡三十五銀行と合併して歴史を閉じた。以上は『静岡銀行史』（1960年5月、静岡銀行）658ページ付表による。
2) 『明治財政史 第12巻』（1905年12月、明治財政史編纂会）702ページ以下。もっとも60年代にいちはや

との関連を、袋井銀行の株主構成から検討する。次いで当該期の袋井銀行の実態を、特に静岡県下に設立された私立銀行と比較して、解明することとする³⁾。その際には、以下の諸点が課題とされる。

袋井銀行が設立された遠江国山名郡袋井宿は、浜松県山名郡山名町から、静岡県磐田郡袋井町を経て、現在は静岡県袋井市となっている。当地は、大井、天竜の両川に挟まれ、静岡県西部の中遠地方と呼ばれる地域に含まれる。域内には金谷、掛川、袋井、見附の4宿場があって、古くから東西の半ばに位置する交通の要地であるとともに、静岡県下有数の穀倉地帯であった。現在も関東、関西の中継地点として、重要な位置を占めている⁴⁾。

静岡県西部地帯に含まれる中遠地方は、行政的には大井川、天竜川にはさまれる静岡県磐田、小笠、周智の3郡であって、茶業を含みつつも、県下最大の穀倉地帯である。しかし治水事業の遅れ

く1880～90年代の私立銀行制度解明をめざした研究がなかったわけではない。たとえば朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』（1961年8月、岩波書店）などをあげることができる。

3) この際に有力な文献の一つとしてあげるとすれば、前掲『静岡銀行史』もその一つであることは間違ないであろう。

4) 袋井宿から今日にいたる袋井市の位置について、あらたに刊行された『袋井市史』はつぎのように記録している。

「当市（袋井市）は、静岡県で最も広く、また東海の要地となっている遠州海岸平野の一角に位置し、県西部の中心浜松市へは20キロメートルたらずの至近距離にある。東西に通じる交通路を用いれば、昔は京・大阪や関東へ、今は静岡へ京浜へ中京へ阪神へと、容易に結ばれる」『袋井市史（通史編）』（1983年11月、袋井市）3ページ。

た地域でもあったから、明治以降に生産力増進をかけて、治水事業が盛んに進められた。なかで本稿が対象とする袋井銀行の営業地域は、周智、磐田の両郡を縦断する太田川、原野谷川の流域で、治水事業が始まったのは明治中期以降であった。したがって流域は、豊かな穀倉地帯であるとともに、水害多発の地域でもあった。

大づかみに、明治期以降の太田川流域の農業生産を述べれば、1887 年前後の茶業興隆期、1895 年頃（日清戦争前後頃）の水稻、茶生産上昇期、これ以後の茶、水稻の生産停滞期に 3 段階づけられる。これを農家経営にあわせれば、茶園経営の有利さと、米作経営の有利さが交錯する状況が、地主制の展開過程に相応するとみられている。つまりこの第 1 段階は、松方デフレ政策展開までで、不耕作面を拡大強化した地主制の発展と、中農・小土地所有者層が広汎に存在した時期である。第 2 段階は 1886 年頃までで、大小土地所有者、中農層の急激な減少と、一方で大土地所有肥大化の前兆する時期である⁵⁾。第 3 段階は、1891 年前後の 10 年間であって、大・中地主の肥大化する時期である。かくて地主制の安定化と小土地所有者の急激な増加によって、明治末期の中遠地帯は県内でも、代表的な自小作地帯となつた⁶⁾。

従って先に課した実態の検討に際して、袋井銀行をとりかこむ固有の事情が考慮されねばならない。なかでもかような地主制、中小土地所有者の変遷が、袋井銀行の初期株主構成に、いかに反映されていたかが、明らかにされる必要があるであろう。ついで『明治財政史』に記述されているよう、近代的産業の端緒的勃興とみられる初期段

5) 農務局「大正十三年六月調査、五十町歩以上ノ大地主」によれば、遠州地帯の 50 町歩地主は、8 名であるが、小笠郡 4 名、磐田郡 4 名と、中遠地方に集中していた。（「農務局 大正十三年六月調査、五十町歩以上ノ大地主」『日本農業発達史』第 7 卷（1955 年 12 月、中央公論社）746～747 ページ。）

6) 中遠地帯の土地所有、農業生産の発展については、小川誠「中遠における水稻生産力の形成過程—明治中期を中心として—」『日本農業発達史』別巻下（1959 年 5 月、中央公論社）221～223 ページによる。

階における銀行資本の動向と、これが銀行経営に如何なる影響を持ったかが明らかにされねばならない⁷⁾。これによって、本稿での課題はさらに明確とされるであろう。その際には不十分ながら、これまでに達成してきた静岡県内の私立銀行の分析と、比較しつつ、営業状況の実態を明らかにすることに努めたい⁸⁾。

II 袋井銀行の創立と株主構成

袋井銀行は、遠江国山名郡袋井宿 78 番地に、1881（明治 14）年 7 月 9 日設立認可を受け、同月 20 日に開業した。その創業は、国立銀行制度に次ぐもので、当地における私立銀行制度の先駆けをなすものであった。まず袋井銀行の周辺地域における銀行設立の状況から、同行の置かれた状況をみておこう。

7) 「明治二十年ハ一二月以来金融概シテ緩慢ニシテ金利尚ホ低度ニ居リシヲ以テ市場ノ人気ハ一般ニ鉄道其他事業ノ株券ニ聚り大ニ実業家ヲ鼓舞シテ鉄道其他諸会社創立ノ計画ヲ勃興セシメ……此ニ於テ投機的ニ其売買ヲ助成シ新設会社ノ株式ヲ利用シテ奇利ヲ博セントスルモノ輩出シ株金払込ノ期ニ至リ之ニ応スルノ資力ナク銀行ニ來テ其株券ヲ抵当ニ供シ金融ヲ請フモノ尠ナカラス……各地ノ銀行ハ一般ニ金融ノ繁忙ヲ告クルニ至レリ……」『明治財政史』第 12 卷（1905 年 12 月、明治財政史編纂会）708 ページ。

8) 不十分なものであるが、拙稿のなかで、静岡県下の初期私立銀行の個別分析に限ってあげればつきのようである。

1. 岡田和喜「初期地方銀行の性格と変貌—旧静岡銀行の分析を中心として—（1, 2）」『金融経済』第 70 号、第 71 号（1961 年 10 月、12 月）。
2. 岡田和喜、本間靖夫「地方産業の発展と地方銀行（1, 2, 3）」『金融経済』第 127 号、第 128 号、第 130 号（1971 年 4 月、8 月、10 月）。
3. 岡田和喜「地方的貯蓄銀行の展開過程—遠江貯蓄銀行、遠江銀行の分析—」『金融経済』第 138・139 合併号（1973 年 4 月）。
4. 岡田和喜「掛川銀行の東北出張店—とくに製茶金融との関連において—」『東北地方金融の構造と展開』（1978 年 3 月、時潮社）。
5. 岡田和喜「浜松第二十八国立銀行の成立と終焉」『金融経済』第 200 号（1983 年 6 月）。

なお静岡県下の金融構造については、岡田和喜『預金協定の歴史的展開』（1987 年 4 月、有斐閣）を参照されたい。

表 1 静岡県西部地区の銀行設立状況

地 域	銀 行 名 (所在地, 資本金)
佐野郡	掛川（掛川町, 450）会信社（掛川町, 87）
城東郡	大坂（大坂村, 35）川野（川野村, 20）南山（南山村, 60）堀ノ内（西方村, 50）仁王辻（六郷村, 20）横須賀（大須賀村, 100）千浜（千浜村, 10）池新田（池新田村, 30）加茂（加茂村, 30）栗淵（大須賀村, 10）士盛（大須賀村, 55）佐束（佐束村, 20）土方（土方村, 17）協育社（横地村, 30）岡崎（笠原村, 15）中村（中村, 20）城東（六郷村, 30）
周知郡	飯田（飯田村, 30）森町（森町, 50）城下（森町, 30）足立（山梨村, 30）
山名郡	川井（山名町, 35）福田（福島村, 50）袋井（山名町, 50）鎌田積隆社（御厨町, 17.5）
磐田郡	中遠（見附町, 35）山内（見附町, 100）
豊田郡	二俣第百卅八国立（二俣町, 150）中泉（中泉町, 70）横山（竜川村, 55）池田（池田村, 30）中野町（中野町村, 30）小島（長野村, 35）阿多古（阿多古村, 25）井通（井通村, 40）浦川（浦川村, 10）
引佐郡	気賀（気賀町, 30）金指（金指町, 55）
敷地郡	浜松（浜松町, 75）資産（浜松町, 120）西遠（浜松町, 100）曳馬（曳馬村, 10）隆栄株式会社（和知村, 6.32）竜禪寺（白脇村, 20）積立合資会社（新津村, 10）
長上郡	掛塚（掛塚村, 63）市野（市野村, 15）笠井（笠井町, 80）積栄社（小野田村, 10）積志社（有玉村, 10）永世株式会社（平貴村, 40）和田（和田村, 30）小松学英合資会社（小野田村, 10）
龜玉郡	宮口（龜玉村, 12.5）

注1：表記は銀行名（所在地、資本金）である。ただし銀行名称を付けないものには、○○会社とした。

2：資本金は公称資本金額（資本金高は『第一回銀行総覧』に記載されたもの）、単位は1,000円である。

3：ここで西部地域とは、便宜的に佐野、城東郡以西とした。

出所：『第一回銀行総覧』（1896年1月、大蔵大臣官房第三課）41～50ページ。

周辺地域における銀行設立の状況は、表1「静岡県西部地区の銀行設立状況」にみられるようである。表1は1895年6月現在であるが、同表から袋井銀行創業前後である1880年代前半に、設立された銀行をあげればつぎのようであった。まず袋井銀行の創業にわずか4ヶ月先立って、1881年3月、山名町に川井銀行⁹⁾（所在地、山名郡山名町）が、遠江保全社として資本金35千円で設立された。つづいて翌82年12月には、同地に山名銀行が設立されたとも記録されているが、山名銀行について詳細は明らかでない。かのように袋井銀行は、当地方における銀行制度で先駆けて設立されたのであったが、同時に創業とともに、狭い地域内で並列的に設立される群小の銀行と競

争関係に立たせられた。この状況は周辺地域での、銀行設立をみることでさらに明確になってくる。豊田郡二俣町に創業した二俣第百三十八国立銀行（1879年2月設立 資本金150千円）を別として、同一地域である山名、豊田郡（のちに磐田郡として統轄される）に、袋井銀行の創立に踵を接して、つぎのような銀行が設立された。

鎌田積隆社 山名郡御厨村

1882年2月設立 資本金17.5千円

福田銀行 山名郡福島村

1882年5月設立 資本金50千円

中泉銀行 豊田郡中泉町

1880年10月設立 資本金70千円

横山銀行 豊田郡龍川村

1882年1月設立 資本金55千円

池田銀行 豊田郡池田村

1882年9月設立 資本金30千円

井通銀行 豊田郡井通村

1883年1月設立 資本金40千円

9) 川井銀行は、1881年7月、遠江保全社として山名郡山名町に設立、93年7月、川井銀行に改組、98年6月、袋井銀行に合併された。前掲『静岡銀行史』150ページ、『本邦銀行変遷史』（1999年9月、東京銀行協会調査部・銀行図書館）168ページによる。

小島銀行 豊田郡長野村
1883 年 1 月設立 資本金 35 千円

浦川銀行 豊田郡浦川村
1884 年 7 月設立 資本金 10 千円

中野町銀行 豊田郡中野町村
1884 年 8 月設立 資本金 28 千円

阿多古銀行 豊田郡阿多古村
1885 年 9 月設立 資本金 25 千円

以上の銀行は、二俣第百三十八国立銀行を除き、いずれも資本金 10 万円に満たないのであって、袋井銀行と同程度の弱小銀行の群れで、狭い地域内で競い合う関係に立つものであった。

隣接する佐野、城東、周智の各郡には、つぎの各銀行が設立された。

掛川銀行 佐野郡掛川町
1880 年 9 月設立 資本金 450 千円

会信会社 佐野郡掛川町
1881 年 11 月設立 資本金 87 千円

横須賀銀行 城東郡大坂村
1882 年 9 月設立 資本金 100 千円

岡崎銀行 城東郡笠原村
1883 年 5 月設立 資本金 15 千円

森町銀行 周智郡森町
1882 年 12 月設立 資本金 50 千円

城下銀行 周智郡森町
1883 年 2 月設立 資本金 30 千円

飯田銀行 周智郡飯田村
1884 年 6 月設立 資本金 30 千円

静岡県内には、1877 年 10 月浜松第二十八、同 11 月静岡第三十五、つづいて翌 78 年 1 月沼津第五十四、同 2 月見附第百二十四、同 3 月二俣第百三十八の各国立銀行が設立された。県内 5 国立銀行のうち、遠州地方には、浜松、見附、二俣に国立銀行 3 行が設立された。浜松、沼津、見附、二俣の国立銀行は、士族を中心に周辺の資産家の参加をえて設立、開業をはたした。静岡第三十五は、静岡藩士の授産事業をうけて、県下の代表的な資産家の出資を得て設立された。静岡第三十五には、遠州地方からも大地主が参加するのだが、中

遠地方からはつぎのような出資がみられた¹⁰⁾。

山内清吉	静岡県磐田郡見附駅東阪町	出資額 3,000 円
大石清一郎	静岡県周智郡森町 174 番地	出資額 1,500 円
村松孫平	静岡県周智郡飯田村 15 番地	出資額 1,000 円
鈴木善作	静岡県山名郡土橋村 16 番地	出資額 1,000 円

県内の国立銀行のうち、見附第百二十四は 1879 年 2 月、沼津第五十四は同 12 月、浜松第二十八は 1889 年 1 月、それぞれ静岡第三十五国立銀行に合併されて、同行見附、沼津、浜松支店として存続することとなった。つまり静岡第三十五国立銀行は、静岡県の頂点に立って設立されたわけであった¹¹⁾。

1895 年 6 月現在、遠州地方における国立銀行は、二俣第百三十八国立銀行、静岡第三十五国立銀行浜松、見附の両支店が営業を続けていた¹²⁾。二俣第百三十八国立銀行は、遠州地方北部の山間部、豊田郡二俣町に設立された。創業時の資本金は 50 千円であったが、その後に増資を実行して 150 千円となった。しかし国立銀行として、周辺の銀行群では上位に位置したが、弱小銀行群の一

10) 『静岡銀行史』(1960 年 5 月、静岡銀行) 259 ページ以下。

11) 浜松第二十八国立銀行は、1877 年 10 月に設立、1889 年 1 月静岡第三十五国立銀行に合併され、終焉をつけた。見附第百二十四国立銀行は 1879 年 2 月に、磐田郡見附駅に設立されたが、1882 年 7 月静岡第三十五国立銀行に合併され、それぞれ浜松、見附支店となつた。くわしくは前掲『静岡銀行史』111 ページ以下、岡田和喜「浜松第二十八国立銀行の成立と終焉」『金融経済』第 200 号(1983 年 6 月)を見られたい。

12) 二俣第百三十八国立銀行は、1898 年 1 月、普通銀行に転換、百三十八銀行と称したが、1921 年 10 月に天竜川、光明の両行とともに二俣銀行を設立、1939 年浜松銀行に合併された。くわしくは前掲『静岡銀行史』111 ページ、および 658 ページ収録の付表を参照されたい。また同行の初期為替取組と周辺銀行との関係について述べてある岡田和喜「明治前期国立銀行の支店銀行制度と為替取組」『地方銀行史論』(2001 年 3 月、日本経済評論社) 58 ページ以下も参照されたい。

つであることに変りはなかった。周辺の私立銀行も、山名、豊田両郡に設立された各銀行と同様な弱小銀行群であった。ただし地理的にみれば、城東郡笠原村に設立された岡崎、周智郡飯田村に設立された飯田の両行が、袋井銀行に接する位置にあったといってよい。また佐野郡掛川町に設立された掛川銀行は、別稿¹³⁾で明らかにしてあるように、当地では群を抜く存在であったが、もともと国立銀行設立をめざしていたともいう。掛川銀行は1880年9月に資本金30万円で設立されたが、1882年には資本金45万円に発展をとげた。掛川銀行は創業に際して、為替、荷為替業務の発展を謳い、県内の島田、金谷、静岡に支店を設けるほか、東京、横浜、さらに東北地方に支店、出張店を開設した。

以上のほかに遠州地方にはつぎのような銀行制度の発展がみられた。

笠井銀行 長上郡笠井町

1881年2月設立 資本金80千円

掛塚銀行 長上郡掛塚町

1881年8月設立 資本金63千円

永世株式会社 長上郡平貴村

1883年設立 資本金30千円

隆栄株式会社 敷地郡和知村

1878年1月設立 資本金6.32千円

浜松銀行 敷知郡浜松町

1883年6月設立 資本金75千円

宮口銀行 麓玉郡麓玉村

1882年4月設立 資本金12.5千円

金指銀行 引佐郡金指村

1882年2月設立 資本金12.5千円

以上の銀行制度とともに、遠州地方には半ば官

13) 掛川銀行については、海野福寿・加藤隆編『殖産興業と報徳運動』(1978年10月、東洋経済新報社)、岡田和喜「掛川銀行の東北地方出張店—とくに製茶金融との関連において—」『東北地方金融の構造と展開』(1978年3月、時潮社)を参照されたい。なお同稿に新しい資料を加えて改稿した岡田和喜「明治期地方銀行の支店銀行制度と為替取組」前掲『地方銀行史論』105ページ以下を参照されたい。

設、官営というべき資産金貸付所が、1873年に設立された。資産金貸付所は浜松本社のほか、中泉、掛川に分社をおいて遠州一円に営業を展開し、1893年銀行条例にしたがって資産銀行に改組された。資産銀行発足時の資本金は80千円であったが、遠州一円を基盤として、強固な信用を誇っていた¹⁴⁾。

かくみてくると、静岡第三十五国立銀行の設立に参加した中遠地方の大地主は、その後に各地の私立銀行設立に重要な役割をはたしていたのであった。さきの大石清一郎は森町銀行(周智郡森町、1882年12月設立)、山内清吉は福田銀行(山名郡福島村、1881年6月設立)、村松孫平は飯田銀行(周智郡飯田村、1884年6月設立)の中心者であった。そして鈴木善作は袋井銀行の設立発起人であり、出資者であった。いうならば県内の銀行制度は、静岡第三十五国立銀行を頂点に、各地の名望資産家を中心とする私立銀行が底辺に連なる重層的な構造となっていたのである。

このように、年々に銀行設立が続くなからで、袋井銀行の設立は、国立銀行制度につづく群小銀行のなかで先駆けを為したのであった。その設立は、遠江国山名郡袋井宿78番地に、1881(明治14)年7月9日設立認可を受け、同月20日に開業した。設立時の資本金は6万円、1,200株(1株50円)で、株主総数206名であった。出資者の大方は、のちに見るように周辺地域の商業、農業者であった。その創業の事情を『第壱・弐回実際考課状』は、つぎのように伝えている。

「銀行創業之事

明治十四年五月鈴木善作高橋悦次足立英三郎安間兵五郎足立貫一戸倉金作杉山兼作大橋由郎榎原重太郎橋本数太郎田代平五郎等私立袋井銀行創立ノ事ヲ詢ル其決議スル処ロヲ以テ国立銀行ニ照準

14) 資産金貸付所、資産銀行については前掲『静岡銀行史』421ページ以下、また前掲海野福寿・加藤隆『殖産興業と報徳運動』109ページ以下を参照されたい。また本間靖夫「明治・大正期浜松資産銀行の経営分析」『金融経済』第165号・第166号(1977年10月)もある。

表 2 袋井銀行設立発起人

氏名	住所	持株	出資金額	株主順位	備考
鈴木善作	遠江国山名郡土橋村	62 株	3,100 円	2 位	山名銀行頭取、取締役選出
高橋悦次	遠江国山名郡高尾村	10 株	500 円	19 位	
足立英三郎	遠江国山名郡国本村	30 株	1,500 円	7 位	取締役、頭取に選出
安間兵五郎	遠江国山名郡高尾村	10 株	500 円	19 位	
足立間一	遠江国山名郡国本村	2 株	100 円	108 位	
戸倉金作	遠江国山名郡愛野村	40 株	2,000 円	4 位	取締役に選出
杉山兼作	遠江国周知郡村松村	63 株	3,150 円	1 位	取締役に選出
大橋由郎	遠江国山名郡袋井宿	14 株	700 円	16 位	
榎原重太郎	遠江国山名郡袋井宿	10 株	500 円	19 位	
橋本数太郎	遠江国山名郡袋井宿	13 株	650 円	17 位	
田代兵五郎	遠江国山名郡袋井宿	10 株	500 円	19 位	

出所：『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・弐回半季実際考課状』(1882 年 7 月、袋井銀行)。

シ銀行定規同申合規則ヲ製シ創立願書ニ定規ヲ添テ明治十四年六月静岡県庁エ請願ス同七月四日本県銀行課ヨリ達シニ私立銀行無限責任ニアラサレハ許可不相成儀ニ付定規第十六條中有限責任云々ヲ無限責任ト更正可致旨被達依テ無限責任ト更正ス同月九日認可ヲ蒙リ同月二十日ヲ以テ開店セリ¹⁵⁾」

創業にあたって発起人 11 名と、その出資状況は、表 2「袋井銀行設立発起人」のようであった¹⁶⁾。同表によれば、発起人の出資は 13,200 円 (22%) 264 株で、第 1 位出資者は杉山兼作 3,150 円 (5.25%) 63 株、第 2 位出資者は鈴木善作 3,100 円 (5.17%) 62 株であって、両者の差は 50 円 (1 株) であった。同表によれば、袋井銀行の発起人は、いずれも袋井宿 (町) と、その周辺の居住者であって、さきの検証した静岡県内銀行設立の構造的な実像を示している。

袋井銀行は開業に先立って 1881 年 7 月 15 日、株主総会を開催した。総会は発起人の中から、

15) 『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・弐回実際考課状』(1882 年 7 月、袋井銀行)、袋井銀行考課状の第壱回、第弐回は、合併されて 1882 年 7 月に発表されている。第 1 回は 1881 年 7 月 20 日から同年 12 月末、第 2 回は 1882 年 1 月 1 日より 6 月末までであるが、これを一括して 1882 年 7 月 16 日の株主総会に報告した。したがって考課状は、第 1 回、第 2 回が合本されている。

16) 前同『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・弐回実際考課状』。

多額出資者であった鈴木善作、足立英五郎、戸倉金作、杉山兼作の 4 名を取締役に選出した。また発起人以外から、永井五郎作 (遠江国山名郡堀越村、出資額 1,150 円、23 株、株主順位 10 位)、富田市郎平 (遠江国山名郡諸井村、出資額 1,850 円、37 株、株主順位 6 位)、浅羽要衛武 (遠江国山名郡浅羽村、出資額 1,000 円、20 株、株主順位 11 位) の 3 名を取締役に選出した。役員に選出された者は、いずれも上位の出資者で、かつ袋井宿周辺の農村居住者であった。当初、頭取に足立英三郎を選任したが、足立は「疾病アルヲ以テ固ク辞¹⁷⁾」したので、代わって出資第 1 位の杉山兼作が選任された。袋井銀行は開業に際して田代平五郎 (発起人、出資額 500 円、10 株、株主順位 19 位) を支配人に選任、実務に当らせたが、1882 年 1 月 1 日から「田代平五郎事故有之ニ付取締役永井五郎作支配人兼務之事ニ定ム¹⁸⁾」とした。

以上のほか、創業時の発起人に連なった高橋悦次、大橋由郎は、1883 (明治 16) 1 月 13 日の株主総会 (第 4 回営業期) で取締役に選任された。また 83 年 1 月の総会で「杉山兼作頭取トナリ永井五郎作支配人トナル」が同年 4 月 17 日「杉山

17) 前同『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・弐回実際考課状』。

18) 前同『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・弐回半季実際考課状』。

兼作事故ヲ以テ頭取ヲ辞シ取締役ニ復ス之レニ因テ更ニ復選ノ上足立英三郎頭取トナル¹⁹⁾」のであった。足立は創業時に頭取に選任されたが、疾病を理由に就任を固辞したことは、すでに述べたようである。また引き続き支配人となった永井五郎作は1886(明治19)年1月の総会(第10回営業期)で頭取に選任されたのであった²⁰⁾。このように役員、とくに頭取も目まぐるしく代わっていたから、引き続いて創業期以来の株主構成、役員の推移を検討すべきであるが、まず株主構成より検討を始めよう。

表3「袋井銀行持株階層別株主構成」は、創業時から第30回(1896年上期)までの、株主構成を持株階層別に示したものである。創業時の資本金60千円、1200株は206名によって所有されていた。創業時から翌82年6月までの1年間に、「当銀行当初株主募集ノ節其募ニ応シ各負担ノ株式ヨリ分割ノ処分ヲナセシモノ²¹⁾」は、23名(11.2%)、103株(8.6%)と、移動を記録している。ここで分割というのは、譲渡、売買によって株式所有者が変わったものである。この株式の移動は袋井銀行を仲介者としてなされたものである。当初の移動のうち、最多の譲渡24株1人は、森下善七(城東郡沖ノ須村)より森下寿平(城東郡沖ノ須村)へであって、相続とみられる。ついで各10株の譲渡が4人であるが、2人は遺産相続、2人は地縁的なつながりによる譲渡であると思われる。しかし創立から間もない1年間に、全株式の8.6%の移動があったのは、のちに検討するのであるが、株式所有構造が安定していなかったことを示す。

株式譲渡価格は、表5「袋井銀行株式売買譲渡の状況」からも見られるように、当初から1882年までは51~52円であったから、若干のプレミ

アムが付いたことになった。しかし1883年3月以降の譲渡価格は50円となった。ついで同年7月からの譲渡は、50円から55円であった。しかし同年11月以降から譲渡価格は、50円に下落した。そして1884年11月、12月には45円まで下落し、1885年1月からは43~41円に下落したのであった²²⁾。株式譲渡価格の変動は、これまたのちに検討するように、第10回(1886年上期)に実行された減資によるものでもあった。

創業時から所有者が激しく異動していた袋井銀行の株主構成は、表3から次のようにみることができる。袋井銀行の創業段階である第2回(1882年上期)~第5回(1883年下期)には、資本金のほぼ30%が、30株以上の所有者(6~7名)によって所有されていた。しかし漸次に上位の株主が減少していく。なかでも上位1、2位の株式所有者であった、杉山兼作は第6回(1884年上期)、鈴木善作²³⁾は第20回(1891年上期)でもって姿を消した。鈴木は創業時に杉山に次ぐ株主であったが、間もなく最多の株主所有者となった。鈴木は、袋井銀行創業につづいて同地に創立された山名銀行頭取でもあったようである。このような上位株主は、凋落するもの、新たに株式を拾得するものへ二つに変動する。この間に持株でみる株主構成の中心は、持株階層30~15、15~10の中位の株主に比重を移してくるのであった。そして第22回(1892年上期)から10~5株階層が最多となった。つまり上位から中位へ、さらに中位の下部へと株主の中心が移って来るかに見られたのであった。その一方で株主階層4、3、2、1株の小株主は、持株、人数とも、際立った変化を見なかったのである。

このように上位株主の変動する袋井銀行の株主構成からは、圧倒的大株主によって銀行を支える構造を見付けることはできなかった。このよう

19) 『明治16年上期 第四回半季実際考課状』(1883年7月、袋井銀行)。

20) 『明治19年上期 第拾回半季実際考課状』(1886年7月、袋井銀行)。

21) 前掲『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回実際考課状』。

22) 以上袋井銀行株式譲渡価格については、当該の半季実際考課状による。

23) 鈴木善作の住所は、山名郡山名町土橋となっているが、これ以外の事項は判然としない。

表 3 紙井銀行持株階層別株主構成

回	年期	総株式、総株主数	持株階層別株主構成										単位：株、人、(%)			
			80 株以上	50~500 株	30~15 株	15~10 株	10~5 株	5~3 株	4 株	3 株	2 株	1 株				
第2回、1882年上	1200/206	(14.6) - (1.5)	(12.2) - (2.0)	(13.4) - (3.9)	(20.8) - (11.6)	(14.4) - (16.0)	(6.7) - (7.7)	(3.8) - (7.3)	(11.8) - (34.4)	(2.3) - (13.6)	28~28	28~28				
第3回、1882年下	1200/205	(6.7) - (0.5)	(10.4) - (1.0)	(9.2) - (1.5)	(15.2) - (4.4)	(16.8) - (9.8)	(17.3) - (18.0)	(80~37)	(42~14)	(16~73)	(2.2) - (12.6)	26~26	26~26			
第4回、1883年上	1200/203	(7.6) - (0.5)	(6.2) - (0.5)	(12.0) - (2.0)	(16.6) - (4.9)	(15.3) - (8.9)	(22.6~40)	(68~17)	(45~15)	(12.2) - (35.6)	(2.2) - (12.6)	26~26	26~26			
第5回、1883年下	1200/191	(9.8) - (0.5)	(6.4) - (0.5)	(15.2) - (2.6)	(13.9) - (4.7)	(12.3) - (7.4)	(19.9) - (20.9)	(23.9~40)	(68~17)	(42~14)	(13.8~69)	21~21	21~21			
第6回、1884年上	1200/179	(10.2) - (0.6)	(13.4) - (1.7)	(11.1) - (2.2)	(15.2) - (5.0)	(11.7) - (7.3)	(18.8) - (21.8)	(60~15)	(5.0) - (8.4)	(2.5) - (5.6)	(10.1) - (34.0)	(2.0) - (13.4)	24~24	24~24		
第7回、1884年下	1200/179	(10.2) - (0.6)	(13.0) - (1.7)	(11.1) - (2.2)	(13.3) - (4)	(16.4) - (8)	(13.7) - (17.3)	(22.3~38)	(68~17)	(3.0) - (5.6)	(11~58)	27~27	27~27			
第8回、1885年上	1200/178	(10.2) - (0.6)	(15.0) - (1.7)	(11.1) - (2.2)	(14.0) - (4.5)	(10.7) - (6.7)	(19.6) - (22.5)	(23.5~40)	(68~17)	(2.5) - (9.5)	(9.6) - (32.4)	(2.2) - (15.1)	29~29	29~29		
第9回、1885年下	1200/176	(10.2) - (0.6)	(15.0) - (1.7)	(11.0) - (2.2)	(14.2) - (4.6)	(11.5) - (7.4)	(18.2) - (21.0)	(6.0) - (10.2)	(2.7) - (6.3)	(1.0) - (31.0)	(2.4) - (30.9)	(2.4) - (16.5)	29~29	29~29		
第10回、1886年上	1200/151+1	(10.3) - (0.7)	(13.2) - (3.3)	(11.6) - (3.9)	(13.5) - (9.9)	(14.4) - (18.4)	(18.6) - (21.1)	(4.7) - (9.5)	(3.0) - (7.9)	(7.3) - (28.9)	(2.2) - (17.1)	26~26	26~26			
第11回、1886年下	1000/137+1	(12.4) - (0.7)	(12.4) - (1.6)	(9.6) - (2.2)	(14.8) - (6)	(13.8) - (9.4)	(16.5) - (18.8)	(4.4) - (8.0)	(3.3) - (8.0)	(8.0) - (29.0)	(2.6) - (18.8)	26~26	26~26			
第12回、1887年上	800/122	(15.5) - (0.8)	(10.0) - (2.5)	(18.1) - (4.9)	(16.1) - (4.9)	(16.1) - (9.8)	(17.7) - (18.9)	(17.2~18)	(5.0) - (11.2)	(1.0) - (31.1)	(10.4) - (52.9)	(2.8) - (18.0)	22~22	22~22		
第13回、1887年下	800/117	(17.6) - (0.9)	(15.8) - (5)	(13.2) - (3.3)	(11.6) - (3.9)	(13.5) - (9.9)	(14.4) - (18.4)	(16.2~15)	(5.6) - (14)	(2.7) - (12)	(8.4) - (44)	(2.4) - (30.9)	21~21	21~21		
第14回、1888年上	800/115	(17.6) - (0.9)	(12.0) - (2.6)	(19.1) - (6.1)	(14.6) - (9.6)	(13.8~13)	(16.5~26)	(4.4) - (11)	(3.0) - (11)	(8.0) - (40)	(2.2) - (28.9)	(2.2) - (17.1)	19~19	19~19		
第15回、1888年下	800/112	(17.6) - (0.9)	(12.0) - (2.7)	(21.1) - (7.1)	(15.1) - (9.8)	(12.0~12)	(14.2~23)	(4.0~10)	(3.6~12)	(8.0) - (31)	(2.6) - (29.0)	(2.6) - (18.8)	17~17	17~17		
第16回、1889年上	800/114	(18.4) - (0.9)	(13.0) - (3.5)	(17.9) - (6.1)	(19.0) - (6.0)	(14.5) - (9.4)	(16.6~11)	(14.6~23)	(3.2~8)	(4.0) - (10)	(6.6~33)	(2.8) - (27.1)	(2.8) - (18.0)	20~20	20~20	
第17回、1889年下	800/118	(12.5) - (0.8)	(10.0) - (1.1)	(24.4) - (5.1)	(19.6) - (3.9)	(16.9) - (10.2)	(17.5) - (19.1)	(14.0~22)	(3.6~9)	(4.5) - (10.4)	(7.8) - (27.0)	(2.4) - (16.5)	20~20	20~20		
第18回、1890年上	800/121	(6.3) - (0.8)	(20.7) - (4.1)	(17.6) - (5.8)	(18.1) - (10.7)	(17.1) - (18.2)	(12.0~19)	(12.0~19)	(4.5) - (8.0)	(4.5) - (10.7)	(8.0) - (28.6)	(2.1) - (15.2)	18~18	18~18		
第19回、1890年下	800/136	(6.3) - (0.7)	(30.1) - (10.3)	(13.0~4)	(14.3~7)	(9.0~8)	(13.3~20)	(3.6~9)	(3.3~11)	(6.4~32)	(7.8) - (25.6)	(2.3) - (14.9)	21~21	21~21		
第20回、1891年上	800/139	(6.3) - (0.7)	(16.7) - (2.9)	(14.5) - (4.3)	(19.6) - (10.8)	(18.2) - (16.6)	(16.6) - (17.6)	(4.5) - (7.9)	(4.0) - (10)	(6.8) - (32.8)	(2.6) - (29.8)	(2.5) - (17.5)	23~23	23~23		
第21回、1891年下	800/141	(6.3) - (0.7)	(13.7~4)	(9.9~5)	(13.6~7)	(15.9~15)	(15.9~16)	(12.7~20)	(4.0~10)	(3.9~13)	(6.4~32)	(2.5) - (27.2)	(2.5) - (16.9)	23~23	23~23	
第22回、1892年上	800/149	(10.9)	(12.2~3)	(12.4~3)	(14.1~7)	(14.5~13)	(13.7~22)	(3.6~9)	(3.3~12)	(5.6) - (15)	(6.2~31)	(2.3) - (14.9)	27~27	27~27		
第23回、1892年下	800/153	(10.9)	(12.2~3)	(17.6) - (4.0)	(18.6) - (8.7)	(22.3) - (18.8)	(16.0~15)	(13.0~21)	(6.0~15)	(5.1~17)	(8.4~42)	(2.4) - (28.2)	(2.4) - (18.2)	30~30	30~30	
第24回、1893年上	800+200=	(11.0)	(10.4~3)	(14.1)	(15.9~8)	(13.6~13)	(24.5~30)	(16.2~23)	(4.8~12)	(7.1)	(10.0~21)	(2.9) - (16.5)	(2.9) - (16.5)	37~37	37~37	
第25回、1893年下	1000/176	(10.9)	(10.9~2)	(7.2~2)	(19.9~10)	(15.2~14)	(27.7~44)	(44~11)	(4.4~11)	(5.1~17)	(8.2~41)	(4.3) - (23.3)	(4.3) - (21.0)	37~37	37~37	
第26回、1894年上	1000/178	(10.9~2)	(10.9~2)	(7.2~2)	(19.9~8)	(15.3)	(25.1~39)	(5.2~13)	(5.2~13)	(5.6) - (17)	(7.8) - (25.6)	(2.3) - (14.9)	(2.3) - (14.9)	41~41	41~41	
第27回、1894年下	1000/185	(10.9)	(10.9~1)	(10.4~1)	(12.0~6)	(20.1~10)	(24.1~14)	(48~12)	(6.0)	(8.0)	(8.8~39)	(2.9) - (19.6)	(2.9) - (19.6)	43~43	43~43	
第28回、1895年上	1000/190	(10.9)	(10.9~2)	(4.0~1)	(18.5~10)	(13.8~13)	(27.2~44)	(6.4~16)	(5.6~14)	(5.6~14)	(8.0~40)	(4.3) - (23.2)	(4.3) - (23.2)	45~45	45~45	
第29回、1895年下	1000/192	(10.9)	(10.9~1)	(4.0~1)	(16.7~9)	(16.0~15)	(27.7~43)	(6.4~16)	(5.4~18)	(5.1~17)	(8.2~41)	(4.5) - (23.7)	(4.5) - (23.7)	47~47	47~47	
第30回、1896年上	1000/193	(10.9)	(10.9~2)	(4.0~1)	(17.1~9)	(14.8~14)	(27.7~44)	(6.4~16)	(5.4~18)	(5.1~17)	(8.4~42)	(4.8) - (24.9)	(4.8) - (24.9)	48~48	48~48	

注1：表記は、株式数一株主数、同構成比は (%)で示す。
 2：第10回、1884年下期の総株式数は、111回の株主数、原資料では1002株とあるが、本表では1000株としてある。
 3：第27回、1894年下期 第11回、1894年下期の株主数、原資料では1002株とあるが、本表では1000株としてある。
 出所：明治14年下期、15年上期 第1回、1892年7月、袋井銀行）（明治29年上期 第三十期営業報告書）（1896年7月、袋井銀行）。

表 4 袋井銀行地域別株主分布状況

地域名(郡)	第1・2回、1882年上期	第12回、1887年上期	第24回、1893年上期
	総1200株、206人	総800株、122人	総1,000=800+200株、176人
山名郡	656株(54.6) -136人(66.0)	548株(68.5) -85人(69.8)	751株(75.1) -136人(77.3)
	62-1, 40-1, 37-1, 23-1, 20-1, 15-1, 14-1, 13-1 12-1, 10-9, 7-1, 6-4 5-11, 4-12, 3-12, 2-16 2-37, 1-24	124-1, 32-1, 30-1, 25-1 24-1, 18-1, 13-1, 11-3 10-5, 8-2, 7-2, 6-6, 5-6, 4-5, 3-7, 2-20, 1-22	55-2, 40-1, 32-1, 24-1 22-1, 20-1, 19-2, 18-1, 15-1, 12-1, 10-6, 9-2 8-5, 7-6, 6-7, 5-12, 4-6, 3-11, 2-32, 1-37
	291株(24.2) -34人(16.5)	46株(5.7) -8人(6.6)	86株(8.6) -12人(6.8)
	63-1, 50-1, 20-1, 10-13, 6-1, 5-6, 4-4, 3-2, 2-10	28-1, 4-1, 3-2, 2-4	22-1, 10-2, 9-1, 8-1, 7-1, 5-1, 4-1, 3-3, 2-1
	62株(5.2) -15人(7.3)	35株(4.3) -9人(7.4)	26株(2.6) -5人(2.8)
磐田郡	10-2, 6-1, 5-4, 4-1, 3-1, 2-3, 1-3	8-1, 6-1, 5-2, 3-1, 2-4	8-1, 6-1, 5-1, 4-1 3-1
	61株(5.1) -9人(4.3)	44株(5.5) -7人(5.7)	40株(4.0) -6人(3.4)
	24-1, 10-1, 5-3, 4-2, 2-2	11-1, 10-1, 9-1, 8-1 2-3	14-1, 10-2, 2-3
豊田郡	39株(5.1) -2人(1.0)	76株(9.5) -7人(5.7)	65株(6.5) -8人(4.5)
	24-1, 15-1	26-1, 24-1, 12-1, 4-2, 3-2	32-1, 10-1, 6-1, 5-1, 4-1, 3-2, 2-1
佐野郡	21株(1.8) -7人(3.4)	4株(0.5) -1人(0.8)	18株(1.8) -5人(2.8)
	5-2, 4-1, 2-3, 1-1	4-1	6-1, 4-2, 2-2
榛原郡	70株(5.8) -3人(1.5)	38株(4.8) -2人(1.6)	5株(0.5) -1人(0.6)
	40-1, 20-1, 10-1	34-1, 4-1	5-1
長上郡		5株(0.6) -1人(0.8)	5株(0.5) -1人(0.6)
		5-1	5-1
敷地郡		2株(0.3) -1人(0.8)	2株(0.2) -1人(0.6)
		2-1	2-1
愛知県知多郡		2株(0.3) -1人(0.8)	2株(0.2) -1人(0.6)
		2-1	2-1

注1：株主所在地別株式所有状況は、所有株数—所有人数でしめしてある。

2：地域別株式所有数、所有人数の（）内は、総株式、総株主数に対する比率（%）である。

出所：『明治14年下期、15年上期 第壱・式回半季実際考課状』（1882年7月、袋井銀行），『明治20年上期 第十二回半季実際考課状』（1887年7月、袋井銀行），『明治26年上期、第二十四回半季実際考課状』（1893年7月、袋井銀行）。

な株主の変化は、株主の地域分布にも影響をあたえざるをえなかった。

表4「袋井銀行地域別株主分布状況」から株主分布状況をみてみよう。表4は第2回（1882年上期）、資本金額の変った第12回（1887年上期）、第24回（1893年上期）の3期について、株主の地域別分布をみたものである。袋井銀行創立時、株主の50%が、その創立地である山名郡内にあった。しかも4株以下の小株主、なかでも1株

主は同郡内の居住者でもって占められた。この傾向は、第24回になるとさらに際立ってきたのであった。他方5株程度の株主が、周辺に散在することとなった。

このような株主の地域別分布は、さきに述べたように、当地方における銀行設立と大地主、名望資産家の動向と無縁ではなかろう。つまり彼等の多くが、周辺に設立される銀行の大株主となるか、自前の銀行設立に向かったからである。かよ

うな地域内で、袋井銀行は先駆けて創業されたから、創業当初の株主はかなり広い範囲にひろがれた。しかし周辺に競争的な群小銀行の創業とともに、株主は営業地である山名郡内に集中の傾向をみせたのである。なかでも創業時に有力株主の一人であった大石孫八は、静岡県榛原郡勝田村の居住ながら、40 株 (2,000 円) を所有し、第 4 位の位置にあった²⁴⁾。大石が袋井銀行に出資した事情、持株を手放していく事情を詳らかにすることはできない。しかし大石は第 4 回 (1883 年下期) に 34 株 (5 位) に減じ、第 11 回 (1886 年下期) に 38 株 (2 位) に増加したが、23 回 (1892 年下期) に 33 株、24 回 (1893 年上期) に残りの 8 株を売渡して、株主名簿から消えている。大石のかかる動向は、袋井銀行と出資者、株主の構成、分布と無縁ではなかろう。

このような株主の構成と分布、とくに上位株主の構成変化は、第 10 回 (1886 年上期) の減資も影響したと思われる。つぎに上位株主の持株状況の変動をみておこう。

まず鈴木善作の袋井銀行株式所有状況の変遷を見てみよう。鈴木の持株の変動は次のようにあつた。

第 2 回 (1882 年上期)	所有株式 62 株,
	2 位 (創業期出資額)
第 3 回 (1882 年下期)	所有株式 81 株,
	1 位 19 株買入 (買入価格 53 円)
第 4 回 (1883 年上期)	所有株式 90 株,
	1 位 9 株買入 (買入価格 51~52 円)
第 5 回 (1883 年下期)	所有株式 118 株,
	1 位 28 株買入 (買入価格 52~50 円)
第 6 回 (1884 年上期)	所有株式 122 株,
	1 位 4 株買入 (買入価格 50 円)
第 7~9 回 (1884 年下期~85 年下期)	

24) 大石孫八の出資状況については、前掲『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・弐回半期実際考課状』、『明治 25 年下期 第弐拾五回半期実際考課状』(1893 年 1 月、袋井銀行)、『明治 26 年上期 第弐拾四回半期実際考課状』(1893 年 7 月、袋井銀行)による。

所有株式 122 株, 1 位 (この間買入れなし)
第 10 回 (1886 年上期) 所有株式 124 株,
1 位 2 株買入 (買入価格不明)
第 11~12 回 (1886 年下期~87 年上期)
所有株式 124 株, 1 位 (この間買入れなし)
第 13 回 (1887 年下期) 所有株式 141 株,
1 位 17 株買入 (買入価格不明)
第 14~15 回 (1888 年上期~88 年下期)
所有株式 141 株, 1 位 (この間買入れなし)
第 16 回 (1889 年上期) 所有株式 147 株,
1 位 6 株買入 (買入価格 50 円)
第 17 回 (1889 年下期) 所有株式 100 株,
1 位 47 株売却 (売渡価格 50~50.5 円)
第 18 回 (1890 年上期) 所有株式 17 株,
10 位 83 株売却 (売渡価格 48~49.5 円)
第 19 回 (1890 年下期) 所有株式 10 株,
18 位 7 株売却 (売渡価格 48 円)
第 20 回 (1891 年上期) 所有株式 0 株

10 株売却 (売渡価格 46~47.5 円)
鈴木が第 18 回 (1890 年上期) に売却した株式 83 株のうち 50 株は、袋井銀行頭取永井五郎作に売渡し、これを銀行関係者に再度に売渡した。これについてはのちに触れることとするが、鈴木の急な株主離脱はよほどの事情にあったのである。その影響を最小にするのも、袋井銀行にとって緊急な要件であったであろう。ただつぎの事情を考慮することで、若干の問題点が見えてくるであろう。

鈴木善作の関係する山名銀行は 1882 年 12 月、創立免許を受け、ただちに資本金 70 千円 (全 1,400 株) で開業をはたしたという。しかし一部の資料では、1891 年 12 月に廃業したと記録されている ²⁵⁾ 。その営業状況など詳細はつまびらかにはできない。しかし同行廃業とされる時期に、鈴
--

25) 『銀行局第 5 次報告』(1886 年 4 月、大蔵省銀行局) 392 ページ。山名銀行は『第 14 次銀行局報告』(1893 年 2 月、大蔵省銀行局) によれば、1891 年 12 月廃業、廃業時の資本金は 15 千円であったと記録されている。『静岡銀行史』(1960 年 5 月、静岡銀行) によれば、

木が袋井銀行株主名簿から消えていることは、興味ある事項である。しかも鈴木が株主名簿から消えた以後、鈴木を凌ぐ株主は現れず、これ以後は50～55株所有者が最多株主となるのであった。この間に、鈴木善作と並ぶ大株主であった杉山兼作も、全株式を手放して姿を消したのであった。杉山の株式所有状況はつぎのようであった。

杉山はじめ役員の持株移動は、表6「袋井銀行役員、同持株の構成と推移」でみることができる。創立時に頭取であった杉山兼作²⁶⁾は持株60、第1位であった。杉山は第6回(1884年上期)には持株を増加して、持株77(第2位)となっていたが、1884年1月に24株を1,104円で譲渡、同年6月に53株が抵当物流れ込みによって、銀行所有となり、第6回(1884年上期)株主名簿から姿を消している。なおさきに述べたように、杉山は1883年1月、第4回株主総会で頭取に選出されたが、同年4月「事故ヲ以テ辞シ取締役ニ復」したのは、この辺の事情を物語るものであろう。

第4回(1883年上期)に頭取に選出された足立英三郎²⁷⁾は、創業時に30株(第7位)であったが、1884年上期に25株(売買価格、1,043円)、1885年下期に7株(売買価格、288円)を売却、第9回(1885年下期)には持株1となった。足立は残りの1株も1886年2月に売却して、第10回(1886年上期)株主名簿に記載されていない。創業時に20株(11位)を所有して取締役に就任した浅羽要衛武もまた、16株を譲渡して、持株4株(第3回)として、役員からも退いている。

第6回(1884年上期)に頭取に選出された富田良兵衛は、つぎのように頻繁に持株を変えてい

1885年10月解散となっている。いずれが正確であるかは、判断し難い。

26) 杉山兼作は周智郡村松村（のちに周智郡久努村村松）の豪農、この時期、静岡県議会議員に選出された名望資産家である。『静岡県議会史』第1巻(1953年4月、静岡県議会)351ページによる。

27) 足立英三郎は山名郡国本村の豪農、1880年4月から翌年3月まで静岡県議会議員であった。前同『静岡県議会史』第1巻、353ページによる。

た。富田は創業時(富田はこの時点で名前は市郎平であった)に37株(第6位)で取締役に選出されたが、第3回(1882年下期)に10株を売渡して27株となり、役員も辞任した。富田は1883年1月から9月までに18株を4回にわたって売り渡し、また1883年8月に1株、同年12月に7株を買入れて、第5回(1883年下期)には17株を所有していた。1884年1月から6月までに33株を6度にわたって買入れて、第6回(1884年上期)60株の所有となり頭取に選出された。さらに1884年9月から11月までに19株を買入れて79株(第2位)所有となった。しかし富田は1886年6月、26株を1,040円で銀行買上げに求めたほか、43株を減じて、持株10株(18位)として、頭取を辞し取締役に退いた。富田良兵衛は1888年2月、24株を976円で買入れるのであるが、他方で同月中に5株(203円)、2株(84円)、2株(84円)を売却して、1888年上期株主名簿で7位にランクされた。しかし同年9月には3株(136円)、2株(91円)を売却して、持株25(8位)となっている。翌1889年3月になって、2株(97円)、8株(384円)を買入れて第16回(1889年上期)は5位となった。1891年12月に3株(150円)を買入れ、翌1892年6月には銀行持株から7株(350円)の譲渡をうけて持株40、第22回(1892年上期)株主名簿で第2位となった。そして第22回(1892年上期)株主総会で取締役に選出され、頭取に再び復活した。そして富田は、第66期(1914年上期)に退任するまで頭取の任にあった²⁸⁾。

以上の上位株主の変遷は、1883年から90年代当時の中遠地方で相次いだ豪農、地主の破産、没落、農民層の貧困、破局的な状況の一面と、その反面の大土地所肥大化の前兆を示すものでもある

28) 『袋井銀行第六十六期営業報告書(大正3年上期)』(1914年7月、袋井銀行)。また富田良兵衛は、1883～85年、89～03年の2回にまたがって静岡県議会議員に選出されている(前掲『静岡県議会史』第1巻、353ページ、『静岡県議会史』第2巻(1954年4月、静岡県議会)162ページ)。しかし、農務省「大正十三年六月

う²⁹⁾。すでに述べたように、鈴木善作は静岡第三十五国立銀行の創設にあたって、多額の出資をしたほか、袋井銀行ほか居村を中心とする私立銀行に出資した有力資産家であった。杉山兼作についても事情は同じであろう。一方、富田良兵衛は巧みに、地主としての地歩を固め、袋井銀行の全盛期の頭取としてあった。いわば両者の興亡は、中遠地方における地主制の興亡であり、袋井銀行の盛衰であった。

このような袋井銀行役員の持株変遷はつぎの事情とも絡んでいたのであった。袋井銀行の営業は、1883年下期に「当半季間ノ収益ハ前季ニ比シテ式割ヲ減シタル所以ハ物価低落ノ為メニ金融ノ運動ヲ失シ常ニ停滞緩慢ヲ極メ就中当地方第一ノ物産タル米価低廉ニ拠リ農商一般ニ衰退ヲ来シ殊ニ地価ノ下落非常ニシテ負債者ハ抵当ニ不足ヲ生シ之カ償還ノ道ヲ失シ流融茲ニ壅結ス強テ償却ノ道ヲ立ントセハ勢ヒ地所ヲ売ラサルヲ得ス之ヲ鬻カント欲スレハ価格廉ニシテ負債ヲ償フニ足ラス進退之レ谷ルノ秋ニシテ……今之カ快復ノ術他アラズ啻ニ戒心ヲ加ヘ一層貸付ヲ確実ナラシムルニアリ嗚呼此衰運ハ正ニ秋凋冬落ノ侯ナリ果シテ然ラハ他日春蔚夏蓋ノ時来ラン事期シテ俟ヘキナリ³⁰⁾」という状況に陥った。この間の事情が、杉山兼作、鈴木善作らの凋落を語るものでもある。

かくして袋井銀行は1886年6月25日、臨時総会を開き、次のように減資の決議、実行をはかったのである。減資の実行は営業困難に起因するのだが、減資決議には、奇妙な状況も加わった。「株主総会之事

第壹条 株式金式萬円ヲ減殺シテ更ニ資本金四

五十町歩以上ノ大地主（前掲『日本農業発達史』第7卷、所収）には登載されていないのは、この辺の事情からであろう。

29) 前掲小川誠「中遠における水稻生産力の形成過程—明治中期を中心として—」『日本農業発達史』別巻下、230ページ。なお『静岡県農地制度改革誌』（1956年8月、静岡県農地部）124ページ以下による。

30) 『明治17年上期 第六回半期実際考課状』（1884年7月、袋井銀行）。

萬円トス

第貳条 株式金式萬円ノ減額ヲ議定スルト雖モ
其内差向キ金壱萬円ヲ減却シ跡 金壱萬円
ハ漸次減却スルモノトス
但本文差向キ金壱萬円ハ漸額則二百株ハ裏
ニ株券抵当トナシ貸付タル者返済出来兼既
ニ流込ノ株券殆ト式百株ニ垂ントス故ニ此
流込株ヲ以テ直チニ減株ニ充ツヘシ
（ママ）

第三条 跡 金壱萬円ノ減株ハ壹株金四拾円以
内ヲ以漸次買上ケ以之ヲ履行スルモノトス
株券買上ゲノ請求者アレバ株式百個ニ満
ル迄ハ隨時買上ケベシト雖モ銀行金庫ノ都
合ニ依リ買上ゲノ時日延期シ或ハ一時謝絶
スル事アルベシ
但買上ヶ価格ハ本条定ムル処ノ範囲内ニ於
テ当銀行金融ノ繁緩ト時機トヲ察シ頭取支
配人其都度協議ノ上株券買上ゲ方請求者ニ
向テ価格ヲ定ムルモノトス³¹⁾

（傍点引用者）】

ここでの2万円減資のうち、1万円は株式担保貸付として入れられ、返済不能となっている不良債権の解消にあて、1万円は1株40円にて買入れるというのである。しかも株式担保貸付で不良債権となっているのは、袋井銀行株式を担保するものであった。ここで実行される減資の方法は、のちに通常に実行される減資とは異なるものであるが、その実行は次のようだった。

第10回（1896年上半期）37人、238株

（うち抵当流込み 29人 187株、価格 8,574円 834、1株平均 45円 855
株主請求買入れ 8人 51株、価格 2,028円、1株平均 39円 777）

買入代金 10,603.434円（1株平均買入価格、44円 556）

第11回（1896年下半期）21人、108株、

買入代金 4,293円 500（株主請求買入れ、1株平均買入価格、39円 755）

31) 前掲『明治19年上期 第拾回半季実際考課状』。

第12回（1897年上半期）15人、54株、
買入代金2,125円500（株主請求買入れ、
1株平均買入価格39円361）

以上の減資は、第10回にまづ29人から187株、8,574円834の抵当流込みによって減資がなされ、予定額の残余が買上げに回されたのであった。結果は、株主の請めによって買入れた部分（株主請求買入れ）が、株券抵当貸付部分を上回ったのであるが、これによって合計73人、400株（額面総額2万円）が銀行持株となった。株式の買入れは、1886年6月25日の決議で定められたのであったが、数日中に238株（抵当流込み187株、買入れ51株）が銀行に買上げられ、つづいて1896年下半期108株、1897年上半期54株が買上げられ、合計17,022円834（株式抵当流込み178株、8,574円834、株主請求買入れ213株、8,447円）が支払われたのである。

臨時株主総会の決議は2万円減資であるから、400株の減資が17,022円余の銀行負担の損失でもって実行されたことなる。また以上の間に於ける株式売買・譲渡の状況は、表5「袋井銀行株式売買・譲渡の状況」でも見ることができる。売買・譲渡による株式の移動は、創業期から多く、第6回（1884年上期）の所有者移動は20%にもなっていた。第7回（1884年下期）から急減しているが、おそらくこの間に自行株式を担保とする貸付が増加していたのである。これらが不良貸出となり、ここでみる減資につながったとみてよいであろう。松方デフレ下で、銀行も株主も深刻な状況に陥って、袋井銀行株式は急速に流通性を失っていっていた。かくて減資、株式の買上げとつづくこととなった。

銀行創業時には、株式投資の投機性をかいま見ることが出来るのであるが、減資過程で株式価格の形成に極めて不自然な状況を、生み出したのである。しかしここで株式の市場性を問うのは、時期的に尚早というべきであろう³²⁾。ただ袋井銀行

の減資について考えるべき問題はつぎの2点にあるであろう。その第1は、土地所有、地主制度の興亡との関連であるが、これについては先に述べたことにつきる。第2は、減資そのものへの認識である。ここでは減資は自行株式の買入れ、株式担保貸付の流入ということで実行された。そしてこの減資の実行過程で、袋井銀行は不良債権を解消することができたのである。そこでは自行株式を担保としての貸付という、信用制度の未成熟段階を顕にすることとなった。また銀行創業に際しての資本参加（株式投資）を、銀行預け金（あるいは預金）と同程度に理解している状況を知ることができる。そこで自行株式を担保とした貸付が、無自覚のままに安易に実行されたのである。それはのちにみると信用供与（貸付）がきわめて安易になされ、担保品の貸借、質入れも杜撰になされ、銀行もこれを許容していた事情があった。つまり銀行への資本出資と銀行預金の間が、銀行と株主の間で、いまだ未分離というべきか、未確立の状況にあったのである。

なお1890年3月18日（第18回、1890年上期）に、鈴木善作から袋井銀行頭取永井五郎作に50株が売り渡されたことは、すでに述べたところである。この50株は一旦、袋井銀行の持株とされたうえで、1892年6月、富田良兵衛以下につぎのように売り渡された。それぞれが、買入れた株数でもって、第22回（1892年上期）での持株数、株主順位をつぎのように変えている³³⁾。なお銀行役員との関係を付せばこれによって、富田良兵衛らは銀行内の地位を強固にすることとなつた。

富田良兵衛（山名郡諸井村、頭取）7株（350円）
を買入れ、持株40株（第2位）
鶴松茂平（山名郡山名町、支配人）5株（250円）
を買入れ、持株19（9位）

『本資本市場分析』（1969年11月、東大出版会）29～42ページなどを参照されたい。

33) ここでの持株の変化は、袋井銀行『半季実際考課状』または『半期営業報告書』による。

表5 袋井銀行株式売買譲渡の状況

回年期	総株式／株主数	株式売・譲渡人	株式買・譲受人
第1・2回、 1882年上期	1200／206	1 (7) 2 (6) 3 (2) 4 (1) 5 (2) 10 (4) 24 (1) 103株 (8.6) 23人 (11.2)	1 (5) 2 (6) 3 (1) 4 (1) 5 (1) 8 (1) 10 (3) 12 (1) 24 (1) 103株 (8.6) 20人 (9.7)
第3回、 1882年下期	1200／205	1 (7) 2 (8) 3 (3) 4 (4) 5 (3) 6 (1) 7 (1) 16 (1) 10 (2) 112株 (9.3) 30人 (14.6) 52円 400	1 (8) 2 (11) 3 (3) 4 (3) 5 (4) 8 (1) 12 (1) 21 (1) 112株 (9.3) 32人 (15.6)
第4回、 1883年上期	1200／203	1 (2) 2 (4) 3 (1) 4 (2) 6 (1) 10 (3) 57株 (4.8) 13人 (6.4) 50円 970	1 (4) 2 (4) 9 (1) 8 (2) 10 (2) 57株 (9.3) 13人 (6.4)
第5回、 1883年下期	1200／191	1 (4) 2 (13) 3 (2) 4 (1) 5 (5) 6 (2) 8 (2) 10 (3) 16 (1) 139株 (11.6) 33人 (17.3) 50円 640	1 (5) 2 (10) 3 (3) 4 (3) 5 (2) 6 (2) 7 (2) 8 (1) 10 (1) 11 (1) 28 (1) 139株 (11.6) 31人 (16.2)
第6回、 1884年上期	1200／179	1 (7) 2 (11) 3 (4) 4 (3) 5 (2) 6 (1) 7 (1) 8 (2) 9 (1) 10 (3) 40 (1) 77 (1) 248株 (20.7) 37人 (20.7) 49円 020	1 (6) 2 (7) 3 (6) 4 (1) 8 (3) 9 (1) 10 (1) 20 (1) 22 (2) 24 (1) 32 (1) 43 (1) 248株 (20.8) 31人 (17.3)
第7回、 1884年下期	1200／179	1 (1) 2 (4) 3 (2) 4 (2) 5 (1) 6 (2) 40株 (3.5) 12人 (6.7) 49円 430	1 (3) 2 (3) 4 (3) 19 (1) 40株 (3.5) 10人 (5.6)
第8回、 1885年上期	1200／178	1 (3) 2 (4) 3 (2) 4 (1) 5 (3) 6 (1) 42株 (3.5) 14人 (7.9) 43円 040	1 (3) 2 (3) 3 (2) 4 (1) 5 (1) 8 (1) 10 (1) 42株 (3.5) 12人 (6.7)
第9回、 1885年下期	1200／176	1 (5) 2 (5) 5 (2) 9 (1) 20 (1) 32 (1) 86株 (7.2) 15人 (8.4) 41円 490	1 (2) 2 (3) 4 (1) 5 (1) 6 (1) 8 (1) 10 (1) 13 (1) 32 (1) 86株 (7.2) 12人
第10回、 1886年上期	1200／ 151+1	(貸付担保流入分) 1 (2) 2 (8) 3 (2) 4 (1) 5 (7) 8 (1) 18 (1) 53 (1) 142株 (11.8) 23人 (15.2) 47円 560 (銀行買上分) 1 (2) 2 (2) 3 (3) 4 (2) 5 (1) 6 (1) 7 (1) 9 (1) 20 (1) 26 (1) 96株 (8.0) 15人 (9.9) 40円 120 (売・譲渡分) 1 (3) 2 (3) 5 (2) 22 (1) 50株 (4.2) 12人 (7.9) 41円 680	(買・譲受分) 1 (4) 2 (3) 3 (3) 7 (1) 24 (1) 50株 (4.2) 12人 (7.9)
第11回、 1886年下期	1000／137	(銀行買上、貸付担保流入分) 1 (4) 2 (6) 4 (4) 5 (3) 6 (1) 14 (1) 17 (1) 24 (1) 108株 (10.8) 21人 (15.3) 39円 750 (売・譲渡分) 1 (1) 2 (3) 3 (1) 8 (1) 6 (1) 24株 (2.4) 7人 (5.1) 38円 550	(買・譲受分) 1 (1) 2 (2) 3 (2) 5 (1) 8 (1) 24株 (2.4) 7人 (5.1)
第12回、 1887年上期	800／122	(銀行買上分) 1 (3) 2 (5) 4 (1) 6 (5) 7 (1) 54株 (6.8) 15人 (12.3) 39円 360 (売・譲渡分) 1 (4) 2 (3) 3 (2) 7 (1) 23株 (2.9) 10人 (8.2) 38円 430	(買・譲受分) 1 (4) 2 (1) 3 (2) 4 (1) 7 (1) 23株 (2.9) 9人 (7.4)
第13回、 1887年下期	800／117	1 (3) 2 (1) 3 (1) 5 (2) 10 (1) 13 (1) 41株 (5.1) 9人 (7.7) 34円 620	1 (5) 2 (1) 5 (4) 6 (1) 8 (1) 41株 (5.1) 12人 (10.3)
第14回、 1888年上期	800／115	1 (3) 2 (5) 4 (1) 5 (1) 9 (1) 24 (1) 55株 (6.9) 12人 (10.4) 37円 070	1 (3) 2 (2) 3 (1) 4 (1) 5 (2) 7 (1) 24 (1) 55株 (6.9) 11人 (9.6)
第15回、 1888年下期	800／112	1 (2) 2 (1) 3 (1) 4 (2) 5 (2) 9 (2) 10 (1) 77株 (9.6) 12人 (10.7) 34円 220	1 (2) 2 (1) 3 (1) 4 (2) 5 (1) 6 (2) 10 (2) 25 (1) 77株 (9.6) 12人 (10.7)
第16回、 1889年上期	800／114	1 (2) 2 (1) 4 (4) 5 (1) 6 (1) 10 (1) 11 (1) 21 (1) 73株 (9.1) 12人 (10.5) 40円 960	1 (4) 2 (3) 3 (2) 4 (3) 5 (2) 6 (2) 10 (1) 13 (1) 73株 (9.1) 18人 (15.8)
第17回、 1889年下期	800／118	1 (1) 2 (2) 3 (1) 4 (1) 7 (1) 12 (1) 13 (1) 47 (1) 91株 (11.4) 9人 (7.6) 50円 400	1 (1) 2 (2) 3 (5) 4 (1) 7 (1) 10 (6) 50 (1) 91株 (11.4) 16人 (13.6)
第18回、 1890年上期	800／121	1 (4) 2 (2) 3 (1) 6 (1) 10 (1) 83 (1) 110株 (13.8) 10人 (8.3) 44円 270	1 (3) 2 (6) 3 (3) 4 (1) 6 (1) 10 (1) 16 (1) 50 (1) 110株 (13.8) 17人 (14.1)
第19回、 1890年下期	800／136	1 (7) 2 (1) 4 (1) 5 (1) 8 (1) 10 (1) 17 (1) 20 (1) 26 (1) 99株 (12.4) 15人 (19.1) 38円 240	1 (10) 2 (12) 3 (1) 4 (1) 5 (1) 6 (1) 10 (2) 12 (1) 15 (1) 99株 (12.4) 30人 (22.1)
第20回、 1891年上期	800／139	1 (9) 2 (5) 3 (4) 5 (3) 6 (2) 8 (1) 10 (2) 13 (1) 20 (1) 119株 (14.9) 28人 (14.4) 46円 940	1 (15) 2 (8) 3 (3) 4 (4) 5 (2) 7 (1) 8 (1) 10 (2) 18 (1) 119株 (14.9) 37人 (26.6)
第21回、 1891年下期	800／141	2 (2) 4 (1) 5 (1) 7 (1) 9 (1) 12 (1) 13 (1) 54株 (6.8) 8人 (5.7) 42円 100	1 (1) 2 (4) 3 (2) 5 (2) 8 (1) 9 (1) 12 (1) 54株 (6.8) 12人 (8.5)
第22回、 1892年上期	800／149	1 (2) 2 (5) 3 (2) 5 (1) 7 (1) 8 (1) 50 (1) 88株 (11.0) 12人 (8.5) 48円 380	1 (5) 2 (7) 3 (3) 4 (1) 5 (2) 7 (1) 10 (2) 19 (1) 88株 (11.0) 22人 (14.4)
第23回、 1892年下期	800／153	4 (3) 5 (1) 8 (1) 10 (1) 24 (1) 59株 (7.4) 7人 (4.6) 42円 970	1 (4) 2 (3) 3 (2) 4 (2) 5 (2) 7 (1) 8 (1) 10 (1) 59株 (7.4) 16人 (10.5)
第24回、 1893年上期	800+200= 1000／176	1 (3) 2 (3) 19 (1) 33 (1) 61株 (6.1) 8人 (4.5) 52円 950	1 (11) 2 (3) 3 (1) 5 (1) 7 (2) 10 (1) 12 (1) 61株 (6.1) 20人 (11.4)
第25回、 1893年下期	1000／173	1 (4) 2 (2) 3 (2) 4 (1) 5 (4) 38株 (3.8) 13人 (7.5) 55円 100	1 (8) 2 (3) 3 (2) 7 (1) 11 (1) 38株 (3.8) 15人 (8.7)

※ 表記は以下のとおり。

- ・総資本金額(円)／総株主数。
- ・売・譲渡株(人數) および買・譲受株数(人數)

・売・譲渡株合計株数(%) 売・譲渡人合計(%) および買・譲受合計株数、買・譲受合計人數。

・売・譲渡価格。銀行買上価格は、明らかなものについてのみ、「株式売・譲渡人」欄に平均価格を記載した。

・表中、貸付担保流入分は、銀行貸付金で貸し倒れ分を、減資に際して銀行処分にした分、買上分は株主の請求にしたがって、銀行が買上げて減資に含めた分である。

出所：『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課図』(1882年7月、袋井銀行)～『明治26年下期 第二十五期営業報告書』(1894年1月、袋井銀行)。

表 6 袋井銀行役員、同持株の構成と推移

回年期役員持株(%)		役名、氏名、住所、持株数、(持株数順位)									
第2回1882年上 役員持株 272株 (22.7%)	頭取、杉山兼作 周智郡松村村	取締、鈴木善作 山名郡土橋村	取締、戸倉金作 山名郡愛野村	取締、富田市郎平 山名郡諸井村	取締、足立英三郎 山名郡国本村	取締、五郎作、山名郡 五郎作、山名郡	取締、浅羽要衛武 山名郡淺羽村	20株 (11)			
第4回1883年上 役員持株 289株 (23.4%)	頭取、足立英三郎 山名郡国本村	取締、鈴木善作 山名郡土橋村	取締、杉山兼作 周智郡松村	取締、戸倉金作 山名郡愛野村	取締、五郎作、山名郡 五郎作、山名郡	取締、大橋由郎 山名郡袋井宿	取締、高橋悦次 山名郡高尾村	10株 第20位			
第6回1884年上 役員持株 333株 (27.8%)	頭取、富田良兵衛 山名郡諸井村	取締、鈴木善作 山名郡土橋村	取締、戸倉金作 山名郡愛野村	取締、足立英三郎 山名郡国本村	取締、由郎、山名郡 袋井宿	取締、大橋 由郎、山名郡	副支配人 田代 平五郎 山名郡				
第8回1885年上 役員持株 384株 (32.0%)	頭取、富田良兵衛 山名郡諸井村	取締、鈴木善作 山名郡土橋村	取締、戸倉金作 山名郡愛野村	取締、五郎作、山名郡 五郎作、山名郡	取締、森下平 城東郡沖ノ須村	取締、清水重三郎 山名郡高尾村	取締、大橋 由郎、山名郡	副支配人 田代 平五郎 山名郡			
第10回1886年上 役員持株 256株 (21.3%)	頭取、永井五郎作 山名郡堀越村	取締、鈴木善作 山名郡土橋村	取締、戸倉金作 山名郡愛野村	取締、清水重三郎 山名郡立岡村	取締、富田良兵衛 山名郡諸井村	取締、山名郡高尾村	取締、館石善六 山名郡豊住村	支配人 郷松茂平 山名郡袋井宿			
第12回1887年上 役員持株 213株 (26.6%)	頭取、永井五郎作 山名郡堀越村	取締、鈴木善作 山名郡土橋村	取締、戸倉金作 山名郡立岡村	取締、清水重三郎 山名郡諸井村	取締、富田良兵衛 山名郡諸井村	取締、山名郡高尾村	取締、館石善六 山名郡豊住村	支配人 郷松茂平 山名郡袋井宿			
第16回1889年上 役員持株 303株 (37.9%)	頭取、永井五郎作 山名郡堀越村	取締、鈴木善作 山名郡土橋村	取締、富田良兵衛 山名郡諸井村	取締、芝田庫太郎 城東郡笠原村	取締、芝田庫太郎 城東郡笠原村	取締、溝口喜七 山名郡西浅羽村	支配人、郷松茂平 山名郡諸井宿	調査委員 齋藤恵三郎 山名郡山名町			
第22回1892年上 役員持株 200株 (25.0%)	頭取、富田良兵衛 山名郡上浅羽村	取締、清水重三郎 山名郡久努村	取締、芝田庫太郎 城東郡笠原村	取締、溝口喜七 山名郡西浅羽村	取締、永井五郎作 山名郡堀越村	取締、溝口喜七 山名郡西浅羽村	支配人、郷松茂平 山名郡諸井宿	調査委員 大田八三 山名郡山名町			
第24回1893年上 役員持株 279株 (27.9%)	頭取、富田良兵衛 山名郡上浅羽村	取締、清水重三郎 山名郡久努村	取締、芝田庫太郎 城東郡笠原村	取締、溝口喜七 山名郡西浅羽村	取締、永井五郎作 山名郡堀越村	取締、芝田庫太郎 城東郡笠原村	支配人、郷松茂平 山名郡諸井宿	調査委員 大田八三 山名郡山名町			

注1：役員持株数の（ ）内は、持株順位をしめす。

2：役員住所は町村合併によって変更があるが、原資料記載のままである。

出所：「明治 14 年下期 第一回半季実際考課状」（1894 年 1 月、袋井銀行）、「明治 16 年上期 第四回半季実際考課状」（1893 年 7 月、袋井銀行）、「明治 17 年上期 第六回半季実際考課状」（1894 年 7 月、袋井銀行）、「明治 18 年上期 第八回半季実際考課状」（1895 年 7 月、袋井銀行）、「明治 19 年上期 第拾回半季実際考課状」（1896 年 7 月、袋井銀行）、「明治 20 年上期 第十二回半季実際考課状」（1897 年 7 月、袋井銀行）、「明治 22 年上期 第十六回半季実際考課状」（1899 年 7 月、袋井銀行）、「明治 25 年上期 第三拾弐回半季実際考課状」（1892 年 7 月、袋井銀行）。

大橋由朗³⁴⁾ (山名郡山名町) 2 株 (100 円) を買入
れ、持株 3
清水重三郎 (山名郡久努村、取締役) 10 株 (500
円) を買入れ、44 株 (1 位)
溝口喜七 (山名郡西浅羽村、取締役) 5 株 (250
円) を買入れ、持株 25 (6 位)
太田八三 (山名郡山名町、調査委員) 2 株 (100
円) を買入れ、持株 12 (13 位)
近藤房吉 (山名郡山名町) 19 株 (950 円) を買入
れ、持株 28 (4 位)
(以上、金額は買入れ価格、株主順位は第 22 回、
1892 年上期である)
と、それぞれが持株を増加させたのであった。
株式の移動は、役員ないしは上位株主にみられ
ただけでなく、すでに 1 回 (1881 年下期) ~3 回
(1882 年下期) の間に、43 人 (20.9%) 110 株
(9.1%) の株式の移動があったのであった。これ
以後、役員間での持株所有状況は、20%を超える
ものであり、時には 30%以上にもなった。しかし
創業時の袋井銀行は、圧倒的な大株主が存在する
ことはなかった。それは同行を支えるにたる強固
な信用基盤を欠くことともなっていたのであって、
不安定な状況が続いているのである。これが
さきにみてきた袋井銀行株式を担保とする貸出で
もって噴出したのであって、減資に名を借りた株
式の買上げを実行させるという、奇妙な状況をも
たらすこととなったのである。

なおここで役員制度について述べておけば、第
14 回 (1888 年上期) から調査委員を設けて、銀
行業務の鑑査を実行することとなった。同制度は
1888 年 2 月 8 日臨時総会によって、つぎのよう
に定められている³⁵⁾。

「袋井銀行申合規則追加 第拾式節 調査委員
之事

34) 大橋由朗は創業時に 16 株 (13 位)、取締役に選出さ
れていたが、まもなく所有株を譲渡して、役員も辞して
いる。

35) 『明治 21 年上期 第拾四回半季実際考課状』(1888
年 7 月、袋井銀行)。

第五拾四条 當銀行調査委員ハ年齢萬廿歳以上ニ
シテ五株以上所有スル株主ノ内ヨリ三名ヲ選挙
スヘシ

第五拾五条 調査委員ノ任期ハ満壱ヶ年トシ毎年
七月定式総会ニ於テ投票ヲ以テ之ヲ定ム当選者
ハ正常ノ理由ナクシテ辞スル事ヲ得ズ
但 明治廿一年度ハ全廿二年七月迄ヲ以テ任期
トス

第五拾六条 調査委員ハ毎年六回 一月三月五月
七月九月十一月 ニ於テ當銀行エ集会シ諸帳簿
ヲ検閲シ営業上ノ成蹟ヲ頭取取締役ニ就テ尋問
シ併テ利害上ニ付意見ヲ開陳スル事ヲ得
但 集会ノ日時ハ頭取取締役ヨリ其都度通知ス
ルモノトス

第五拾七条 頭取取締役ハ臨時ニ調査委員ヲ招集
シテ営業上利害ニ関スル要件ヲ共議スル事アル
ベシ

第五拾八条 調査委員ノ日當ハ金三拾銭トス」
以上の申合規則追加 (調査委員之事) の成立に
ともない、同臨時総会でつぎの調査委員 3 名が選
出された³⁶⁾。

芝田庫太郎 (城東郡岡崎村 持株 10 17 位)
太田八三 (山名郡袋井宿 持株 6 31 位)
溝口喜七 (山名郡浅岡村 持株 10 17 位)
調査委員に選出された 3 名は、袋井銀行の展開
過程で重要な意味をもつ、中位の株主であった。

つぎに役員と業務従事者との関連について述べ
ておきたい。創業に際して常勤の銀行業務の従事
者と給与は、つぎのようであった。

第 2 回 (1882 年下期)

頭取 月給 10 円、取締役支配人 月給 10 円、
副支配人 1 名・書記 1 名・出納係 1 名・簿
記係 1 名 各日給 35 銭、
小使 1 名 月給 4 円 50 銭

以上常勤者 7 名

第 10 回 (1886 年上期)

頭取 月給 10 円、

36) 前同『明治 21 年上期 第拾四回半季実際考課状』。

支配人 月給 8 円、副支配人兼簿記係 1 名
月給 7 円、小使 1 名 月給 4 円 50 錢

以上常勤者 4 名

袋井銀行は、常勤者を年々に減らしていくのであるが、それは直ちに経営の困難を反映するものであった。そして第 22 回（1892 年上期）には支店を開設するのであるが、「當銀行役員及俸給額ハ……前期ニ比シ簿記方壱名ヲ増セリ然シテ頭取給ハ營業ノ繁盛ヲ期シ増員ノ為暫ク月給四円ヲ減額セリ³⁷⁾」となった。頭取給与はすでに漸減してきて、前期には月給 9 円となっていたから、減額して支店勤務者を採用したのであった。そして支店常勤者を副支配人として、責任をもたせたのであった。第 22 回（1892 年上期）の給与はつぎのようになつた。

頭取 月給 5 円

（本店勤務者）

支配人 1 名 月給 7 円、簿記係 1 名 月給
6 円、小使 1 名 月給 3 円 40 錢

（支店勤務者）

副支配人 1 名 月給 6 円

かようにこの時期の銀行従業者は、少数の人員で足りたのであるが、それは銀行業務がいまだ未成熟なものであったことを意味する。

III 創立期袋井銀行の経営状態

1881 年 7 月の創業から、1930 年 5 月に新銀行（中和銀行）を設立するまで、袋井銀行の 50 年間で、第 1 回（1881 年下期）から第 30 回（1896 年上期）までの 15 年間は、創業期とができる。その営業状況は、表 7-1「袋井銀行半季実際報告（借方の部）」、表 7-2「袋井銀行半季実際報告（貸方の部）」として示すことができる。同表の主要勘定は「貸方の部」では貸付金勘定、「借方の部」では株主勘定である。

創業期 15 年間の主要勘定の推移をさらに細か

37) 『明治 25 年上期 第式拾式回半季実際考課状』（1892 年 7 月、袋井銀行）。

に分けて、第 1 回（1881 年下期）～第 8 回（1885 年上期）の不安定状況、第 9 回（1885 年下期）～第 21 回（1891 年下期）の停滞ないし下降状況、第 22 回（1892 年上期）以降の上昇状況の 3 段階とができる。これはさきにみた経営状況の変動ともほぼ一致する。1890 年代半ばより上向傾向をみるのは、静岡県下の諸銀行と、おおむね同じである³⁸⁾。そこで以下では、この 3 段階にそいつつ、貸付金勘定と株主勘定を中心に、15 年間の営業状況を検討することとする。

袋井銀行の第 1 回営業期は 1881 年 7 月 20 日から同年 12 月 31 日、第 2 回は 1882 年 1 月 1 日より同年 6 月 30 日の間であった。この間の『半季実際考課状』は、第 1 回と第 2 回が合わされて、『第 1・2 回半季実際考課状』として 1882 年 7 月、第 2 回営業期の株主総会に報告された。考課状の記載によれば、創立に際しての資本金は 5 万円を予定していたという。しかし創立早々、「資本金壱万円増株候ニ付明治十四年（1881 年）八月郡役所ヲ経テ本県庁エ上申³⁹⁾」して、創業時の資本金を 6 万円にしたという。すでに述べたように、袋井銀行は当地の銀行制度の先駆けをなすものであったから、銀行創業に寄せられた期待も大きく、また出資した株主が求める資金需要も大きかった。かくて創業草々に資本増強に努めなければならなかった。そこで第 1 回考課状では、「本店営業之事」をつぎのように述べる。

「本店営業ノ景情ハ開業ノ日浅ク随テ役員ノ業務ニ習熟セストノ二點ニシテ結果ヲ全フル事不能ト雖モ江湖ノ信認ヲ得入株ノ依頼陸続アルヲ以テ資本金壱万圓ヲ增加ス」とした。資本参加の申込増加によって、さきに述べたように、予定した資本金を 6 万円に増加したのであった。さらにつづけて「故ニ随テ定期預ヶ金ノ申込モ日一日ニ増

38) 岡田和喜「初期地方銀行の性格と変貌—旧静岡銀行の分析を中心にして—（1）」『金融経済』第 127 号（1961 年 10 月）を参照されたい。

39) 前掲『明治 14 年下期、15 年上期 第壹・弐回半季実際考課状』。

表7-1 袋井銀行半季実際報告(借方の部)

単位:円(%)

回年季	官公預金勘定	預金勘定	他店勘定	株主勘定	損益勘定	合計
1・2 1882年上		4,450 (8.0)	—	45,760 (87.0)	4,959 (9.0)	55,189
3 1882年下		2,208 (3.1)	3,102 (4.0)	60,880 (84.5)	5,499 (7.7)	71,690
4 1883年上		1,763 (2.5)	559 (0.8)	61,676 (87.5)	6,464 (9.2)	70,463
5 1883年下		1,403 (2.0)	—	62,521 (90.9)	4,907 (7.1)	68,832
6 1884年上		1,041 (1.5)	1,526 (2.0)	63,000 (90.2)	4,377 (6.3)	69,946
7 1884年下		3,548 (5.0)	104 (0.2)	63,607 (89.1)	4,149 (5.3)	71,409
8 1885年上		1,973 (2.8)	255 (0.4)	64,207 (91.5)	3,689 (5.3)	70,124
9 1885年下		2,029 (2.8)	315 (0.5)	64,561 (92.0)	3,280 (4.7)	70,186
10 1886年上		3,561 (5.2)	542 (0.8)	60,617 (88.5)	3,766 (5.5)	68,488
11 1886年下		5,483 (8.9)	119 (0.2)	52,167 (86.1)	2,858 (4.7)	60,628
12 1887年上		3,816 (7.7)	—	43,538 (87.9)	2,187 (4.4)	49,542
13 1887年下		3,847 (7.7)	79 (0.2)	44,313 (88.5)	1,822 (3.6)	50,051
14 1888年上		6,361 (12.1)	90 (0.2)	44,478 (84.5)	1,702 (3.2)	52,632
15 1888年下		4,610 (8.5)	3,008 (5.6)	44,736 (82.8)	1,695 (3.1)	54,051
16 1889年上		6,317 (11.8)	414 (0.8)	41,336 (84.0)	1,807 (3.4)	53,427
17 1889年下	*61 (0.1)	3,563 (6.7)	2,829 (5.3)	45,105 (84.2)	1,966 (3.7)	53,527
18 1890年上	—	4,334 (8.2)	1,172 (2.2)	45,288 (85.4)	2,237 (4.2)	53,033
19 1890年下	*53 (0.1)	2,890 (5.6)	1,082 (2.0)	45,625 (88.2)	2,248 (4.2)	51,764
20 1891年上	—	4,093 (7.8)	368 (0.7)	45,865 (87.2)	2,248 (4.3)	52,575
21 1891年下	—	3,560 (6.8)	1,052 (2.0)	46,068 (87.3)	2,077 (3.9)	52,759
22 1892年上	—	11,404 (18.6)	3,369 (5.5)	44,274 (72.1)	2,369 (3.8)	61,417
23 1892年下	—	13,312 (20.1)	6,356 (9.5)	44,496 (66.9)	2,314 (3.5)	66,479
24 1893年上	—	18,566 (19.7)	17,646 (18.7)	54,698 (57.8)	3,594 (3.8)	85,683
25 1893年下	954 (0.1)	14,600 (14.0)	30,794 (29.6)	55,763 (53.6)	2,767 (2.8)	89,524
26 1894年上	4,065 (4.2)	32,286 (33.4)	391 (0.4)	57,282 (59.2)	2,530 (2.7)	95,890
27 1894年下	750 (0.8)	27,928 (29.1)	9,614 (10.0)	55,063 (57.4)	2,530 (2.7)	95,890
28 1895年上	963 (1.0)	39,091 (39.5)	835 (0.8)	55,347 (55.9)	2,826 (2.8)	99,068
29 1895年下	687 (0.7)	42,692 (40.8)	2,058 (2.0)	55,670 (53.3)	3,380 (3.2)	104,491
30 1896年上	1,238 (0.9)	65,882 (49.2)	3,275 (2.5)	56,004 (41.9)	7,401 (5.5)	133,801

注:第17、19回の*印は、田租未上納金である。

出所:『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課状』(1882年7月、袋井銀行)～『明治29年上期 第三十期営業報告書』(1896年7月、袋井銀行)。

殖ス貸付金ノ利子ハ概略年壱割五六分タリシモ十
月以降一層出入繁忙ヲキタシ壱割八分乃至二割迄
達ス」と、開業時の盛況をつたえ、創業時の好調
な状況を伝える。つづいて「抑本地近傍ノ位置タ
ル穀物ヲ壳鬻シテ以テ百事ノ経費ヲ補フニヨリ米
価ノ昂低ニヨツツテ金融大ニ影響ヲ及ホスニ至
ル⁴⁰⁾」と、農村、農業状況から受ける影響を述べ

るのであった。しかしここで記録されるほど、預
金増加→信用拡大を果たしたわけではなかった。

株金の払込は1882年10月までに完了して、
第3回営業期には資本金6万円に880円の積立
金を合わせて、株主勘定は60,880円とすること
ができた。1882年中の営業を、第2回(1882年
上期)、第3回(1882年下期)半季実際考課状は、
つきのように報告している。

「本行當半期間(1882年上期)営業ノ……全体
ニ付概略ノ景況ヲ縷述セん抑當半期金融繁閑ノ景

40) 同前『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課状』。

表 7-2 袋井銀行半季実際報告（貸方の部）

単位：円 (%)

回	年期	有価證券勘定	貸付金勘定	抵当物流込勘定	他店勘定	銀行所有物勘定	その他	金銀在高	合計
1・2	1882年上	—	51,207 (92.7)	—	—	422 (0.8)	1,800 (3.3)	1,759 (3.2)	55,189
3	1882年下	1,009 (1.4)	65,476 (91.3)	—	—	706 (1.0)	1,899 (2.7)	2,598 (3.6)	71,690
4	1883年上	1,009 (1.1)	64,108 (91.0)	—	8 (0.0)	686 (1.0)	2,634 (3.7)	2,016 (2.9)	70,463
5	1883年下	—	61,142 (88.8)	—	1,115 (1.6)	666 (1.0)	2,237 (3.3)	3,670 (5.3)	68,832
6	1884年上	—	61,521 (88.0)	—	0 (0.0)	741 (1.1)	2,537 (3.6)	5,146 (7.3)	69,946
7	1884年下	—	63,590 (89.1)	—	155 (0.2)	1,324 (1.9)	3,272 (4.5)	3,066 (4.3)	71,409
8	1885年上	—	58,316 (83.2)	1,035 (1.5)	2,333 (2.3)	1,359 (1.9)	3,839 (5.5)	3,839 (5.5)	70,124
9	1885年下	—	59,051 (84.1)	1,633 (2.3)	—	1,328 (1.9)	3,172 (4.5)	5,000 (7.2)	70,186
10	1886年上	—	49,824 (72.8)	3,074 (4.5)	—	100 (0.2)	11,900 (17.3)	3,589 (5.2)	68,488
11	1886年下	—	44,074 (72.7)	3,527 (5.8)	3,000 (5.0)	100 (0.2)	7,300 (12.0)	2,625 (4.3)	60,628
12	1887年上	—	43,668 (88.2)	3,426 (6.9)	900 (1.8)	100 (0.2)	—	1,446 (2.9)	49,542
13	1887年下	6,004 (12.0)	37,929 (75.8)	3,720 (7.4)	1,500 (3.0)	100 (0.2)	—	809 (1.6)	50,063
14	1888年上	8,635 (16.4)	38,399 (72.9)	3,695 (7.0)	—	80 (0.2)	—	1,821 (3.5)	52,051
15	1888年下	7,939 (14.7)	40,559 (75.0)	3,223 (6.0)	—	80 (0.2)	—	2,248 (4.1)	54,051
16	1889年上	6,799 (12.7)	41,472 (77.6)	2,739 (5.1)	745 (1.4)	144 (0.3)	—	1,525 (2.9)	53,527
17	1889年下	9,624 (18.0)	40,178 (75.1)	2,263 (4.2)	73 (0.1)	404 (0.8)	—	982 (1.8)	53,527
18	1890年上	12,404 (23.4)	34,006 (64.1)	2,184 (4.1)	894 (1.7)	389 (0.7)	—	3,153 (6.0)	53,033
19	1890年下	12,593 (24.2)	34,194 (66.1)	2,151 (4.2)	1,720 (3.3)	374 (0.7)	—	818 (1.5)	51,764
20	1891年上	12,085 (23.0)	28,675 (54.5)	1,606 (3.1)	7,401 (14.1)	359 (0.7)	—	2,445 (4.6)	52,575
21	1891年下	9,773 (18.5)	37,931 (71.9)	1,461 (2.8)	1,787 (3.4)	537 (1.0)	—	1,269 (2.4)	52,759
22	1892年上	10,370 (16.9)	31,365 (51.1)	1,401 (2.3)	15,465 (25.2)	727 (1.2)	—	2,085 (3.3)	61,417
23	1892年下	8,252 (12.4)	53,536 (80.5)	1,211 (1.9)	851 (1.3)	807 (1.2)	—	1,819 (2.7)	66,479
24	1893年上	8,252 (9.6)	66,285 (77.4)	214 (0.3)	7,589 (8.9)	1,059 (1.2)	—	2,279 (2.6)	85,683
25	1893年下	12,098 (13.5)	73,314 (81.9)	29 (0.0)	737 (0.8)	871 (1.0)	—	2,471 (2.8)	89,524
26	1894年上	12,098 (12.5)	63,174 (65.4)	29 (0.0)	14,820 (15.3)	2,914 (3.0)	1,531 (1.6)	2,914 (3.0)	96,706
27	1894年下	11,778 (12.3)	73,659 (76.8)	29 (0.0)	2,137 (2.3)	2,901 (3.0)	1,403 (1.5)	3,978 (4.2)	95,890
28	1895年上	13,188 (13.3)	65,258 (65.9)	29 (0.0)	12,770 (12.9)	2,902 (2.9)	2,127 (2.1)	2,789 (2.8)	99,068
29	1895年下	13,188 (12.8)	78,410 (75.8)	0 (0.0)	6,049 (5.8)	3,119 (3.0)	659 (0.6)	2,031 (2.0)	104,491
30	1896年上	17,750 (13.0)	93,961 (68.8)	29 (0.0)	17,545 (12.9)	3,532 (2.6)	1,603 (1.2)	1,979 (1.5)	133,801

出所：『明治 14 年下期、15 年上期 第三回半季実際考課状』(1882 年 7 月、袋井銀行) ~ 『明治 29 年上期 第三十期営業報告書』(1896 年 7 月、袋井銀行)。

況ハ一月ヨリ繁忙ヲキタシ二三月ノ三ヶ月ハ非常ニ壅塞ス其原由タル他ニ非ス貢租完納ノ期限加ルニ旧暦ヲ以テ諸取引ノ計算等為スノ村落多ク為メニ米価非常ニ低落シ金員要請スル諸君ノ需メニ応スル能ワス是レ役員等ノ遺憾トスル処ロナリ故ニ定期預り金ハ引出スモノ多クシテ減額ヲキタセリ六月ニ至テハ製茶代価流通シ且米価モ少シク騰貴スルニアタリ稍閑ヲ得テ定期預ケ金ヲ申入ル、モノ多ク利息モ随テ下ゲザルヲ得ス年壱割四分ヨリ壱割八分位マテニ取引セリ⁴¹⁾」

つづいて、第 3 回（1882 年下期）は

「抑當半期間（1882 年下期）金融ノ繁閑ハ七八両月ハ極メテ閑ニシテ彼レニ貸付スルハ是レニ返済アリ到底閑緩ニシテ月ヲ偷ヘタリ故ニ利足モ壱割四五分ヨリ六七分ヲ以テ取引セリ是則チ製茶ノ為換金ト米価直頃トニヨリテ地方エ一時ニ入金アレハナリ九月ニ至リテハ前年月ト比較シテ需用者多ク為ニ利足モ壱割七八分ヨリ九分位迄ニ引上ケタリ然ルニ日増ニ金融壅塞ヲ告ケ十月ヨリ十一月迄壱割九分及式割ヲ取引セリ十二月ハ近頃未曾有ノ逼迫ニシテ役員等東西ニ奔走金索ヲ為スト雖トモ各需用者ノ望ニ應スル能ハス実ニ遺憾ト云ウヘシ此原因タル米価一時ノ墜落物品ノ不捌等ニヨリテ斯ク惨状ヲキタシタルモノト相像ス依テ利足ハ総テ式割ヲ以テ取引ヲナシタリ⁴²⁾」

以上の両期の営業状況は、貸付金の動向を述べるにつきるのである。1882 年上下の両期とも、それぞれに固有の問題はあるが、これをもって当地方一年間の経済状況と金融の関係を、おおよそ知ることができる。当地方では、米作と茶業を中心とした農村経済が展開しており、これが銀行経営に反映されていたのである。それは銀行創業によせられるおおきな期待でもあった。表 7-1, 7-2 をみると、預金は開業時にやや増加したが、その後は減少し、再び増加傾向をみるのは、第 22

回（1892 年上期）以降である。貸出は、最初から株主勘定に見合うものであったが、第 23 回（1892 年下期）、第 24 回（1893 年上期）頃より預金勘定、株主勘定を合わせたものとなる。創業期に定期預金の増加を強調するも、袋井銀行の貸出は、株主勘定を構成する資本金でまかなわれ、これによって営業は支えられていたというべきであった。それも第 3 回の考課状で述べるように、銀行創業によせられた、期待の大きさにもかかわらず、これに十分に応えることの出来ない状況にあったようである。

資本金はさきに述べたように、当初、5 万円で出発したが、直ちに 1 万円の増加を果たして、6 万円とした。かような資本金増加は「江湖ノ信認ヲ得入株ノ依頼陸続アルヲ以テ資本金壱万円ヲ増加⁴³⁾」だったのである。ここで云う入株とは銀行設立にあたっての、出資申入れであったから、株式払込の盛況を語るものであろう。同時に、銀行設立に寄せられる期待の大きさと合わせて、銀行設立の投機的風潮を推測しうるのである。これはすでに前章で述べてあるように、第 10 回（1886 年上期）に実行された資本金減額に際してはっきりと、現れたのであった。

第 4 回（1883 年上期）には「抑當半期間金融ノ如何ハ終始著シキ変動ナク一二月両月ハ金融極メテ繁ニシテ需用者頻ナリシト雖之ニ充ル入金稀ニシテ多ク其需メニ応シ難カリキ」というが、これをつめれば「當期行務ノ景況ハ総シテ物価下落ノ影響忽チ農民ノ疲弊商業ノ退縮トナリ為メニ從来ノ貸金其期日ニ至ルモ概シテ返済少ナク或ハ滯貸抵当ノ不足ヲ來スモノナキニ非ス之等ノ為メ心手ヲ勞スル事常ナラス隨テ行務活発ヲ見サリシハ時勢不可避ノ事タリト雖モ実ニ遺憾ノ事⁴⁴⁾」であり、金利の上昇も防ぎ難いところであったといふ。つまり創業早々にして貸出は、「返済少ナク或ハ滯貸抵当ノ不足」というがごとく、貸出業務の

41) 前掲『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・式回半季実際考課状』。

42) 『明治 15 年下期 第三回半季実際考課状』（1883 年 1 月、袋井銀行）。

43) 前掲『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・式回半季実際考課状』。

44) 前掲『明治 16 年上期 第四回半季実際考課状』。

杜撰な状況をうかがわせるのであり、つぎの段階での困難な状況を予測させるに充分であった。

かかる状況は第5回（1883年下期）になって、さらに厳しくなってきた。「蓋シ當半期間（1883年下期）ノ行務ハ江湖百業ノ景況ニ等シク不景氣ヲ不免ト云テ可ナリ夫レ然リ貸付金ハ敢テ新陳代謝ノ活動少ナク而シテ金融ノ如キモ著シキ繁忙ヲ見ズ就中八九両月頃閑ヲ覚エ十月以降稍々繁ヲ感セシ……然肅々世況ヲ顧ミルニコノ衰運ハ世ト共ニ併馳スルノ衰運ナリ銀行独リ可憂ニアラサルナリ物価ノ下落將ニ其極ニ達ス爾來諸業ノ恢復旺盛期シテ可俟ナリ果シテ此時ニ至テハ銀行独リ又旺盛ナラサラン⁴⁵⁾」といふのであって、深刻なデフレ状況のもとでの銀行経営の困難を訴えるのである。これは袋井銀行だけをもって例外とするのではなく、いずれの銀行も厳しい不況のなかで喘いでいた。例えれば隣接地にあった掛川銀行の場合も同様であった⁴⁶⁾。

第6回（1884年上期）はさらに厳しい状況となつたのである。「當半季間（1884年上期）ノ収益ハ前季ニ比シテ式割ヲ減ジタル所以ハ物価低落ノ為メニ金融ノ運動ヲ失シ常ニ停滞緩慢ヲ極メ就中當地方第一ノ物産タル米価低廉ニ拠リ農商一般ニ衰運ヲ來シ殊ニ地価ノ下落非常ニシテ負債者ハ抵当ニ不足ヲ生シ之カ償還ノ道ヲ失シ流融茲ニ壅結ス強テ償却ノ道ヲ立ントセハ勢ヒ地所ヲ売ラサルヲ得ス之レヲ鬻カント欲スレハ価格廉ニシテ負債ヲ償フニ足ラス進退谷ルノ秋ニシテ負債者ノ困弊実ニ云フ可ラサルモノ往々輩出セリ其困弊タールツニ彼レニ止マラスシテ是レニ影響ヲ及スハ理ノ然ラシム処乎故ニ貸付金ハ自然淹滞ニ流レ終始営業ノ活動ヲ自由ナラシムル能ハス実ニ遺憾ト云フヘキノミ之レ當季ニ於テ収利ヲ相減スルノ起因スル処ナリ⁴⁷⁾」。

45) 『明治 16 年下期 第五回半季実際考課状』(1884 年 1 月, 袋井銀行)。

46) たとえば前掲海野福寿, 加藤隆編『殖産興業と報徳運動』148 ページ以下などによる。

47) 前掲『明治 17 年上期 第六回半季実際考課状』。

松方デフレ政策の展開下に、地方経済も埠外におかれるものではなかった。過酷な状況は第8回（1885年上期）中もつづくのであって⁴⁸⁾、貸付金の滞りもさることながら、貸付金抵当に自行株式が多量に入ることとなったのである。すでに第8回（1885年上期）には貸付金について「抵当ハ概子地所ニシテ余ハ公債証書銀行株券等ナリ⁴⁹⁾」と述べるが、土地担保の固定化と自行株式担保が痼疾となっていたのである。そこですでに述べてあるように、自行株式担保貸出の解消をはかり、かつ貸付請求に応ずるためにとった策が、2万円減資の実行であった。その方法は、すでに述べてあるように、まず2万円減資のうち1万円をもって、自行株式を抵当とする貸出金の解消であった。この金額は当該期間の貸付金の概ね20%にあたる。つぎに1万円をもって、出資された自行株式を買上げることであった。もちろんかような方法は、一般的にいうところの減資を意味しない。しかしこれによって貸出を請う出資者の要請に応え、かつ自行株式担保による不良貸出の解消を図ったのである。1886年6月25日臨時総会で定められた減資については、すでに前章で述べたようであるが、1886年7月、翌87年2月の両度にわたって1万円づつの「資本金減額願」が県庁宛に提出され、資本金は6万円から4万円に減額された⁵⁰⁾。

48) 「當半季間（1885 年上期）営業ノ概況ハ前季（1884 年下期）ニ次キ尚一層世間一般ノ不景氣ニ利セラレ金融ノ運動ヲ失シ常ニ停滞緩慢ヲ極メ貸付金ハ自然淹滞ニ流レ終始営業ノ活動ヲ自由ナラシムル能ハズ故ニ當半季ノ収益ハ前季ニ比シテ式分ヲ減シタリ」『明治 18 年上期 第八回半季実際考課状』(1885 年 7 月, 袋井銀行)。

49) 前同『明治 18 年上期 第八回半季実際考課状』。

50) まず 1886 年 7 月 20 日につぎのような願書が届けられた。

「當銀行は迄資本金六万円ヲ以営業罷在候処今般株主一同協議之上右資本金之内毫万円ヲ減額シ更ニ資本金五万円ヲ以テ從前之通常業仕度候間御認可被成度此段奉願上候也」『明治 19 年下期 第十一回半季実際考課状』(1887 年 1 月, 袋井銀行)。

つづいて翌 87 年 2 月 4 日につづけてつぎの願書が届け出されている。

株式買入れ、抵当株式の処理は、第 10 回（1886 年上期）、第 11 回（1886 年下期）、第 12 回（1887 年上期）の 3 期にわたって実行されたことは、すでに述べてある。この株式抵当貸付のなかには、頭取であった杉山兼作への貸出も含まれていた⁵¹⁾。いわば貸出抵当の意味が確実に理解されていなかった。また減資が株式の買い上げということでなされたということも、減資の意味が理解されていなかったのである。銀行出資者にとっては、出資は預金として一時的に銀行の金庫に保管されている程度の理解であったろうか。もちろんこのような状況の背景には、経済的な困難があったことは勿論である。

第 10 回（1886 年上期）の営業状況は、つぎのようにいう。「本行當半季間営業ノ景況ヲ略陳セハ前季ニ繼承シテ民間ノ困弊商況不振百業窮境ノ嘆声ニ連レ銀行営業上益困難ヲ極メ貸付金ハ期限ヲ誤リ淹^(マダ)スル者多ク自然資本金ノ運転ヲ閉塞シ終始金融緩慢尤モ四五両月間製茶ノ時機ニ際シテ稍活動ヲ示スガ如キモ是以テ著キナク利子ハ漸ク低落シ之レニ反シテ経費ハ敢テ増スアラザレ共豪モ減セズ故ニ本季ノ収益薄キハ……世上一般ノ不景氣ニ際シ獨リ銀行而己利ヲ射ントスルノ難キハ当局者ノ蝶々ヲ要セズシテ株主諸君モ既ニ了知セラル、処ナラン此時ニ方リ役員一同改良ノ為尽力ニ怠ラズト雖モ未ダ改良ノ好結果ヲ得ザルヲ以テ當季末ニ至リ資本減額ノ議起リ終ニ之ヲ議定シテ内壁ヲ鞏固ニシテ暫ク時運ノ挽回ヲ俟ツ而己⁵²⁾」。

第 12 回（1887 年上期）には、つぎのようにい

「當銀行資本金減額豫テ株主決議之内金壱万円ハ既ニ前半季ニ於テ之ヲ履行セリ尙金壱万円ノ減額ハ左ノ通願済ニ相成リタリ……」

當銀行は迄資本金五万円ヲ以て営業罷在候處今般株主一同協議之上右資本金之内壱万円ヲ減額シ更ニ資本金四万円ヲ以テ從前之通常業仕度候間御認可被成度此段奉願上候也』『明治 20 年上期 第十二回半季実際考課状』（1887 年 7 月、袋井銀行）。

51) 杉山兼作への自行株式担保貸しは、杉山への貸出しの一部であったであろうが、詳細は詳らかでない。

52) 前掲『明治 19 年上期 第十回半季実際考課状』。

う。「貸付金利子ノ割合ハ前季ニ比シ平均壱分強ノ低落ニ依リ利益上大ニ影響ヲ及スト雖モ幸ニシテ本季ハ二六ノ両月ヲ除ノ外常ニ金融活発ノ状ヲ呈シ為メニ利益ニ於テハ前季ト大差ナキニ至レリ而シテ資本金減額ノ儀ハ既ニ前季ニ於テ壱万円尚本季ニ壱万円合シテ金式万円ヲ減額シ現ニ金四万円ノ資本金トナレリ此減額ヨリ生スル利益ト其他ノ利益ヲ以テ実ニ金參千四百五拾円ノ滯貨準備金ヲ得タリ本金タルヤ曾テ計画スル処ノ内部改良ノ基本ト云フモ敢テ不可ナカラン今ヤ當銀行営業ノ困難ハ最早極点ニ達シタルナラン此時ニ方テ内部ノ空虚ヲ顧ミズ利益配当ヲ競ヒ株主諸君ヲシテ一時ノ歓心ヲ得ルハ決シテ永遠ノ得策ニアラザル……⁵³⁾」。

2 万円の減資によって地縁的な繋がりによる関係を絶ち、減資によって得た滯貨準備金によつて、袋井銀行は危機的状況を回避することができた。しかしそれはあくまで、一時的な回避にすぎなかった。これを経営改善に生かす方策がとられねばならなかった。既に述べたように、この減資によって頭取であった杉山兼作について、創業以来の大株主であった鈴木善作が離脱したのであった。そこで内部監査を厳重にして、不良資産の発生防止を目指して、これまた先に述べてあるように、第 14 回（1888 年上期）に「調査委員之事」を定めたのであった。このような減資、内部監査制度の整備などによって経営改善が果たされ、ただちに効果を上げ得たとするわけにはいかないが、漸次に銀行経営が整備されていくこととなったことは確かであった。

たとえば調査委員についてみれば、第 15 回（1888 年下期）に「(下期間に) 五回當銀行ニ集会シ精密ニ諸帳簿ノ検査ヲ遂ケ且営業上ニ付頭取締役ト数件ヲ共議^(マダ)⁵⁴⁾」したのであった。かような経営の改善、厳密な運営は、貸出にも及ぼした。またこの期には東海道鉄道工事の最盛期を迎えた

53) 前掲『明治 20 年上期 第十二回半季実際考課状』。

54) 『明治 21 年下期 第十五回半季実際考課状』（1889 年 1 月、袋井銀行）。

のでもあった。そこでつぎのようにいう。

「當半期間（1888年下期）ハ東海道鉄道工事ノ^(マダ)央盛ニ際シ地方金融ノ円滑ナル近年其比ヲ見ズ且ツ近来一般世運ノ挽回ト併テ負債主登記ノ困難煩雜ヲ忌懼シ隣里各自ノ信用貸借等ノ諸因ニ由リ会社ニ向テ需用ノ者少シトス故ニ初季ノ頃ニ在ツテハ甚タ緩慢ニシテ金利ハ倍ス低落セリ……然リト雖当季夏秋ハ低利ノ極点ニシテ今ヤ挽回ノ徵アリ之ヲ以テ后期ヲ推想スレハ鉄道ノ全通ト共ニ金融ノ如何ニ変動ヲ來スアルヘシ⁵⁵⁾」と、鉄道開通に期待をこめ、貸付に慎重になってきたことを記録している。そして第16回（1889年上期）にはつぎのように言うのであった。

「當半季間（1889年上期）ニ於テハ著シキ変動ナシト雖モ東海道鉄道開通以来漸ク商業活気ノ状ヲ示スヲ以營業上又自ラ活動ノ徵候ヲ顧セリ然レトモ本季ハ鉄道全通日尚淺ヲ以現ニ之ガ利潤ヲ得ル能ハザレトモ将来商業頻繁ニ趣クニ隨ヒ或ハ荷質荷為換等ノ業務ニ就テハ大ニ望ヲ囁スルニ至レリ⁵⁶⁾」と、東海道鉄道の全通に期待を込めたのであった。そして既貸付金の回収、新規貸付金の増加が収益に好影響を及ぼしたと述べ、荷為替業務への期待をつづけている⁵⁷⁾。しかし「貸付金ノ抵当ハ地所公債証書銀行会社株券及穀類等ナリ⁵⁸⁾」とあって、あまり変化が生じてきたとは言えなかった。これ以後もかわらないが、近代的銀行業務の展開にとって必要なことは、資本主義の発達である。そこで実際に、銀行業務が上向きになってくるのは、表7-1、7-2からみるように、1892年以降で、つまり日本資本主義の発達が緒についた時期であり、当地ではさきに述べたように、水稻、茶生産上昇期であった。

55) 前同『第十五回半季実際考課状』。

56) 『明治22年上期 第十六回半季実際考課状』（1889年7月、袋井銀行）。

57) 「一、貸付金ハ貸出金額ニ於テ式分七厘ヲ減ジ現貸付金高ニ於テ式分五厘ヲ増ス……一、荷為替ノ取組ハ當半季ノ創始ナルヲ以テ前季ニ比較スル事能ハズ」前同『第十六回半季実際考課状』。

58) 『明治23年下期 第十九回半季実際考課状』（1891年1月、袋井銀行）

この間に袋井銀行の収益構造も急速な改善を遂げたのであった。表8-1、8-2に見るようく、第11回（1886年上期）から第17回（1889年下期）までの貸付金利息収益は、同行の停滞状況をしめすものであった。これも1890年代になって、徐々に改善されて、第23回（1892年下期）から急増してきた。これに合わせて支払利息も増加したのであった。つまり支払利息の増加、受入貸付金利息の増加に示されるように、これ以降、預金勘定、貸付金勘定とも、急激な増加、発展を見ることとなった。このような状況をうけて、第21回（1891年下期）に営業拡大を図って、山名郡上浅羽村に支店を開設、1891年12月15日に開業した⁵⁹⁾。つづいて1893年5月1日、鉄道開通に対応して、袋井停車場前（山名郡笠井村高尾137番地の6）に出張店を開設した。この情況をうけて、第24回（1893年上期）には増資を計るのであって、つぎのようにいう。

「當半季間営業ノ景況ヲ略陳セハ前季末ニ引続キ金融円滑ニシテ著シク緩急ナキモ四月下旬五月ニ至ツテハ製茶ノ時機ニシテ稍々繁忙ノ状ヲ示セシモ是レ亦纔ニ旬余ノ短日ニ過キス爾后ハ頓ニ緩慢ヲ來タシ⁶⁰⁾」というが、ここでは景気上昇の気配を伝えるのであった。そこで支店を開設し、業務の拡大を図り、資本金は1万円増額して、5万円とすることとした。銀行によせられる融資請求を、預金増加によって応えるのではなく、簡単に増資に頼ることは、銀行業務の成熟していない状況を示すものでもあった。しかし増資に当って「新株ハ今季ヲ日歩トシ其他ハ旧株同権利トセシヲ以テ壱株金五拾円ニ対シ差益金參円ヲ徵収ス而メ払込方ハ（三、四、五）毎月廿五日差益金ハ三月十日保証金トシ前后四回ニ募集セシ処総期日内ニ満株トナリ且払込ヲ完結シ……差益金ハ當行別途積立金トス⁶¹⁾」との好結果をえたのである。

59) 『明治24年下期 第二十一回半季実際考課状』（1892年1月、袋井銀行）。

60) 前掲『明治26年上期 第二十四回半季実際考課状』。

61) 前同『第二十四回半季実際考課状』。

表8-1 袋井銀行半季利益割合報告(借方の部)

回年期	貸付金利息	有価證券利益	手数料	雑益	前半期繰越 利益金	前半期繰越 滯貨準備金	合計
1・2 1882年上	4,838 (83.8)	—	—	28 (0.5)	907 (15.7)		5,774
3 1882年下	6,012 (97.2)	49 (0.8)	1 (0.0)	—	121 (2.0)		6,184
4 1883年上	6,995 (98.2)	49 (0.7)	5 (0.0)	—	79 (1.1)		7,129
5 1883年下	5,154 (94.6)	259 (4.8)	4 (0.0)	—	35 (0.6)		5,453
6 1884年上	4,379 (91.0)	—	23 (0.5)	—	408 (8.5)		4,811
7 1884年下	4,591 (98.7)	—	12 (0.3)	—	50 (1.0)		4,654
8 1885年上	4,084 (97.1)	—	13 (0.3)	—	109 (2.6)		4,107
9 1885年下	3,528 (91.9)	—	12 (0.3)	157 (4.1)	140 (3.7)		3,839
10 1886年上	2,855 (66.5)	1,295 (30.1)	11 (0.3)	40 (0.9)	93 (2.2)		4,298
11 1886年下	1,962 (58.1)	1,106 (32.7)	3 (0.0)	283 (8.4)	26 (0.8)		3,382
12 1887年上	1,720 (68.2)	574 (22.7)	16 (0.6)	38 (1.5)	176 (7.0)		2,518
13 1887年下	1,447 (66.4)	200 (9.2)	7 (0.3)	343 (15.7)	182 (8.4)		2,182
14 1888年上	1,449 (26.2)	201 (3.6)	24 (0.4)	58 (1.1)	357 (6.4)	3,450 (62.3)	5,542
15 1888年下	1,387 (24.2)	233 (4.1)	13 (0.2)	359 (6.2)	215 (3.7)	3,550 (61.6)	5,760
16 1889年上	1,488 (25.5)	507 (8.7)	3 (0.1)	170 (2.9)	116 (2.0)	3,550 (60.8)	5,837
17 1889年下	1,462 (23.9)	222 (3.6)	11 (0.2)	656 (10.8)	158 (2.6)	3,600 (58.9)	6,112
18 1890年上	2,038 (31.8)	197 (3.1)	19 (0.3)	233 (3.6)	240 (3.7)	3,700 (57.5)	6,430
19 1890年下	1,740 (27.3)	156 (2.4)	23 (0.4)	464 (7.3)	247 (3.9)	3,750 (58.7)	6,383
20 1891年上	1,886 (28.5)	167 (2.5)	18 (0.3)	534 (8.1)	222 (3.3)	3,800 (57.3)	6,630
21 1891年下	1,631 (25.9)	152 (2.4)	17 (0.3)	459 (7.3)	245 (3.9)	3,800 (60.2)	6,307
22 1892年上	1,806 (36.2)	57 (1.2)	15 (0.3)	1,034 (20.8)	270 (5.4)	1,800 (36.1)	4,986
23 1892年下	2,301 (68.6)	125 (3.7)	19 (0.6)	480 (14.3)	428 (12.8)	—	3,357
24 1893年上	2,626 (52.2)	670 (13.3)	41 (0.8)	1,265 (25.1)	434 (8.6)	—	5,039
25 1893年下	3,213 (80.3)	80 (2.0)	38 (1.0)	219 (5.5)	450 (11.2)	—	4,003
26 1894年上	3,758 (56.3)	75 (1.1)	55 (0.8)	305 (4.6)	451 (6.8)	2,030 (30.4)	6,676
27 1894年下	4,208 (80.5)	80 (1.5)	30 (0.6)	785 (15.0)	120 (2.3)	—	5,226
28 1895年上	4,381 (91.0)	0	48 (1.0)	230 (4.8)	151 (3.2)	—	4,813
29 1895年下	4,509 (87.2)	0	44 (0.9)	187 (3.6)	428 (8.3)	—	5,170
30 1896年上	4,769 (49.7)	3,861 (40.2)	61 (0.6)	245 (2.6)	663 (6.9)	—	9,651

出所:『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課状』(1882年7月、袋井銀行)～『明治29年上期 第三十期営業報告書』(1896年7月、袋井銀行)。

すでに1886年に経験した減資の痛手は消えていたのであろうか。今回の増資によって、株主は第23回(1892年下期)の153名から176名と、23名の増加となった。いわば周辺に新規の銀行設立がつづく状況下で、広く預金者層の開拓を図るのでなく、新規投資家である新株主の糾合を図ったのである。加えてこの増資新株によって得たプレミアムを、前述のように別途積立金とすることが出来た。増資に際して、銀行役員の持株状況も、変化した。これを新旧株の所有から見ると

つぎのようであった⁶²⁾。

頭取 富田良兵衛(山名郡上浅羽村諸井)
(旧) 40+(新) 15=55(株)
取締役 永井五郎作(周智郡久努西村堀越)
(旧) 22+(新) 0=22(株)
同 清水重三郎(山名郡久努村広岡)
(旧) 42+(新) 13=55(株)
同 溝口 嘉七(山名郡西浅羽村浅岡)

62) 前同『第二十四回半季実際考課状』。

表 8-2 袋井銀行半季利益割合報告（貸方の部）

回	年期	利 息	給 料	諸 経 費	諸 償 却	手 数 料	役員賞与	諸準備金	純益金（諸積立金）	寄 賦 金	後期繰越金	合 計
1・2	1882年上	469 (8.1)	207 (3.6)	116 (2.0)	30 (0.5)	—	148 (2.6)	—	720 (12.5)	3,960 (68.6)	121 (2.1)	5,774
3	1882年下	330 (5.3)	206 (3.3)	148 (2.4)	20 (0.3)	—	164 (2.7)	—	796 (12.9)	4,440 (71.8)	79 (1.3)	6,184
4	1883年上	346 (4.9)	200 (2.8)	117 (1.6)	20 (0.3)	—	164 (2.3)	—	845 (11.9)	5,400 (75.8)	35 (0.5)	7,129
5	1883年下	150 (2.8)	196 (3.6)	197 (3.6)	20 (0.4)	—	100 (1.8)	—	479 (8.8)	3,900 (71.5)	408 (7.5)	5,453
6	1884年上	59 (1.2)	193 (4.0)	180 (3.7)	20 (0.4)	—	100 (2.1)	200 (4.2)	407 (8.5)	3,600 (74.9)	50 (1.0)	4,811
7	1884年下	41 (0.9)	189 (4.1)	273 (5.9)	40 (0.9)	—	100 (2.1)	200 (4.3)	400 (8.6)	3,300 (70.9)	109 (2.3)	4,654
8	1885年上	92 (2.2)	197 (4.6)	228 (5.4)	145 (3.5)	—	50 (1.2)	—	354 (8.4)	3,000 (71.2)	140 (3.3)	4,107
9	1885年下	71 (1.9)	194 (5.1)	291 (7.6)	145 (3.8)	—	30 (0.8)	—	312 (8.1)	2,700 (70.3)	93 (2.4)	3,839
10	1886年上	39 (0.9)	188 (4.4)	300 (7.0)	—	—	30 (0.7)	1,250 (29.1)	300 (7.0)	2,160 (50.3)	26 (0.6)	4,298
11	1886年下	99 (2.9)	178 (5.3)	245 (7.2)	—	—	30 (0.9)	1,200 (35.5)	171 (5.1)	1,281 (47.7)	176 (5.2)	3,382
12	1887年上	84 (3.3)	164 (6.5)	82 (3.3)	—	—	30 (1.2)	600 (23.8)	175 (7.0)	1,200 (47.7)	182 (7.2)	2,518
13	1887年下	51 (1.1)	162 (7.5)	143 (6.6)	70 (3.2)	—	30 (1.4)	—	165 (7.6)	1,200 (55.0)	357 (16.4)	2,182
14	1888年上	61 (1.1)	170 (3.1)	155 (2.8)	—	—	30 (0.5)	3,550 (64.1)	158 (2.9)	1,200 (21.6)	215 (3.9)	5,542
15	1888年下	87 (1.5)	148 (2.6)	275 (4.8)	—	—	30 (0.5)	3,550 (61.6)	148 (2.6)	1,400 (24.4)	116 (2.0)	5,760
16	1889年上	99 (1.7)	132 (2.3)	243 (4.2)	—	—	30 (0.5)	3,600 (61.7)	169 (2.9)	1,400 (24.0)	158 (2.7)	5,837
17	1889年下	113 (1.9)	128 (2.1)	286 (4.7)	15 (0.2)	15 (0.3)	30 (0.5)	3,700 (60.7)	181 (3.0)	1,400 (22.9)	240 (3.9)	6,112
18	1890年上	303 (4.7)	125 (2.0)	76 (1.2)	15 (0.2)	20 (0.3)	35 (0.6)	3,750 (58.9)	190 (3.0)	1,600 (25.2)	247 (3.9)	6,430
19	1890年下	104 (1.6)	124 (1.9)	273 (4.3)	15 (0.2)	16 (0.3)	35 (0.6)	3,800 (59.6)	190 (3.0)	1,600 (25.1)	222 (3.5)	6,383
20	1891年上	252 (3.9)	127 (1.9)	146 (2.2)	165 (2.5)	53 (0.8)	35 (0.6)	3,800 (57.3)	203 (3.1)	1,600 (24.1)	245 (3.7)	6,630
21	1891年下	57 (0.9)	139 (2.2)	210 (3.3)	1,969 (31.2)	22 (0.3)	35 (0.6)	1,800 (28.6)	200 (3.2)	1,600 (25.4)	270 (4.3)	6,307
22	1892年上	280 (5.7)	175 (3.5)	247 (5.0)	51 (1.0)	109 (2.2)	70 (1.4)	1,800 (36.1)	220 (4.4)	1,600 (32.1)	428 (8.6)	4,986
23	1892年下	445 (13.4)	160 (4.8)	283 (8.4)	30 (0.9)	149 (4.4)	80 (2.4)	—	170 (5.1)	1,600 (47.7)	434 (12.9)	3,357
24	1893年上	687 (13.7)	186 (3.7)	685 (13.6)	42 (0.8)	55 (1.1)	100 (2.0)	200 (4.0)	890 (17.7)	1,740 (34.5)	450 (8.9)	5,039
25	1893年下	671 (16.8)	259 (6.5)	205 (5.1)	36 (0.9)	61 (1.5)	120 (3.0)	30 (0.7)	170 (4.2)	2,000 (50.0)	451 (11.3)	4,003
26	1894年上	1,227 (18.4)	290 (4.4)	2,713 (40.7)	—	41 (0.6)	100 (1.5)	30 (0.4)	150 (2.2)	2,000 (30.0)	120 (1.8)	6,676
27	1894年下	1,049 (20.1)	290 (5.5)	1,326 (25.4)	—	26 (0.5)	100 (1.9)	50 (1.0)	230 (4.4)	2,000 (38.3)	151 (2.9)	5,226
28	1895年上	1,361 (28.3)	297 (6.2)	308 (6.4)	—	16 (0.3)	100 (2.1)	70 (1.5)	229 (4.8)	2,000 (41.5)	428 (8.9)	4,813
29	1895年下	1,275 (24.7)	270 (5.2)	229 (4.4)	—	12 (0.2)	130 (2.4)	50 (1.2)	287 (5.6)	2,250 (43.5)	663 (12.8)	5,170
30	1896年上	1,684 (17.5)	331 (3.4)	212 (2.2)	—	19 (0.2)	150 (1.6)	—	4,090 (42.4)	2,250 (23.3)	911 (9.4)	9,651

注1：1・2回（1881年上期）～第9回（1885年下期）は発起人・役員賞与金、第10回（1886年上期）～第30回（1896年上期）は役員賞与金である。

2：諸償却には、創業費（第1・2回、1882年上期～第9回、1885年上期）、所有物償却（第17回、1889年下期～第22回、1892年上期）、支店創設費（第22回、1892年上期）、帶賃却（第18回、1890年下期～第22回、1892年上期）、本店・支店所有物償却（第23回、1893年下期）を含む。

3：純益金は、積立金、別途積立金、本店積立金、文店積立金、滞貨準備積立金、所有物償却積立金、有価證券平均準備金を、配当平均準備金を、積立金に一括して計算してある。

出所：「明治14年下期、15年上期 第1回半季実際考課状」（1882年7月、袋井銀行）～「明治29年上期 第三十期営業報告書」（1896年7月、袋井銀行）

	(旧) 32 + (新) 8 = 40 (株)
同	芝田庫太郎 (城東郡笠原村岡崎)
	(旧) 26 + (新) 6 = 32 (株)
支配人	邨松 茂平 (山名郡山名町袋井)
	(旧) 19 + (新) 5 = 24 (株)
調査委員太田	八三 (山名郡山名町袋井)
	(旧) 12 + (新) 3 = 14 (株)
同	斎藤恵三郎 (豊田郡井通村宮ノ一色)
	(旧) 12 + (新) 3 = 14 (株)
同	久保田利平 (山名郡上浅羽村諸井)
	(旧) 12 + (新) 10 = 22 (株)

ここでは増資によって銀行役員の持株が急増し、その支配権を強化、確立するということではない。銀行役員が積極的に投資増加をはたすよりも、少数持株主を増加させ、相対的な支配権を強化することとなった。したがってこれまでの株主構造に変化はない。決定的大資産家を擁しない株主構成が、袋井銀行の特徴であった。また際立つ地主・資産家の存在しない当地方に簇生した中小銀行の特徴であり、また零細株主を糾合することによって銀行の設立がつづいたのである⁶³⁾。

第 26 回 (1894 年上期) には「本支店営業ノ成績ヲ略陳セハ前季末 (1893 年下期末) ニ引続キ金融ハ円満ノ活動ニシテ著シク緩急ナキモ四月下旬ニ至リテハ製茶ノ時機ニシテ大イニ繁忙ノ状況ヲ示セシガ是レ亦例情ニシテ一ヶ月内外ニ過ギズ己后ハ製茶代金ノ入廻リニヨリ頓ニ緩慢トナリアセリ⁶⁴⁾」と言うのであった。さらに第 17 回 (1894 年下期) には、日清開戦を受けて「前季末 (1894 年上期末) ニ引続キ九月頃ニ至ル迄ハ製茶代金ノ入廻リト他ニ需求ノ用途薄キ季節等ニヨリ稍々微緩ヲ呈セレトモ時恰モ日清交戦ノ激変ニ際シ都市ハ非常ノ逼迫ニ拠リ其余波ヲ受ケ例年ニ比

63) 明治中期の袋井地方の地主制については『袋井市史(通史編)』(1983 年 11 月、袋井市) 861 ページ以下(『明治中期の地主経営』)を参照のこと。

64) 『明治 27 年上期 第二十六期営業報告書』(1894 年 7 月、袋井銀行)。

セハ転々活動セシメタリ爾後十月ヨリ歳晚ニ至ル迄漸々繁忙ノ状況ヲ示シ借入金ヲ以テ其用ヲ弁スルニ了レリ……⁶⁵⁾」と述べるのであった。

続いて第 28 回 (1895 年上期) には「本支店営業ノ成績ヲ略陳セハ舊暦前季末 (1894 年下期末) ヲ繼承シ敢テ頻繁ナラサリシモ需求者間断ナク相顕ハレ出入其機ヲ保シ活動其宜ニ的セリ夫ヨリ三月中旬ヨリ五月下旬製茶季節ノ間時々非常ノ逼迫ヲ來シ供求均シカラス頗ル資本ノ欠乏ヲ感ジタリキ是レ即チ交戦ノ変動ニシテ未ダ全ク回舊セザルニ基因セシナラン普通荷車ハ軍用ニヨリテ停車シ商貨物ノ停滞ハ其根ヲ断タズ且軍事公債ノ払込アリ是等ハ重ニ預ケ金ノ引出ニアラサレハ借入ノ用途ヲ求メタルニアリシ故ニ自然ノ結果利子ノ日々昇騰シ頗ル収利ヲ獲得スペカリシモ此場合ニ際シ資本ハ既ニ散布シ盡シ纔ニ借入ヲ以テ一時ヲ補フニ過キス故ニ萬望ノ一端ニ出テサリキ殊ニ製茶為換ノ如キ本行春季唯一ノ利益トセシカ本季ハ極メテ稀少ニシテ例年ニ比シ半ニ達セサリシハ蓋シ一ハ利子騰上ト滝車停滯ヲ気ニ受ケ客筋一般務メテ取組ヲ避ケタリト一ハ同業者ノ増加セシヲ以テ競争ノ危険ヲ恐レシニヨリ以上ノ結果ニ了レリ⁶⁶⁾」とする。つまり産業の活況により、資金需要は増加してくるも、予想の収益を上げることが出来なかった。しかしこれも銀行経営に慎重になるとともに、漸く同業者の増加、つまり競争が激しくなってきたことをあげるのであった⁶⁷⁾。さらにこのような状況は、第 29 回 (1895 年下期)、第 30 回 (1896 年上期) に至ってはっきりしてくるのであった⁶⁸⁾。

65) 『明治 27 年下期 第二十七期営業報告書』(1895 年 1 月、袋井銀行)。

66) 『明治 28 年上期 第二十八期営業報告書』(1895 年 7 月、袋井銀行)。

67) 『静岡銀行史』(1960 年 5 月、静岡銀行) 76 ページ以下を参照されたい。

68) 「本行當半季間 (1896 年上期) 本支店営業ノ成績ヲ略述セハ金融ハ終始円滑ヲ保チ著ク繁縟ヲ示サス然レ共時勢ノ進歩ニ連レ運転ハ漸次増張セシカ利子ノ高低ニ至ツテハ微動ヲ与フルニ過キス何ントナレハ上記金融ニ傾斜ナキト需求者ノ敏活ニヨリ比較的応用セラルヘトニヨリ

銀行間の競争は、さきの表8-2で見るよう、割賦金（配当金）を増額させることとなったが、これも営業成績の上昇によって可能となった。割賦金は第10回（1886年上期）7.2%に減額を実行し、さらに第13回（1887年下期）6%と減額したのであったが、第15回（1888年下期）7%に増額をはたした。そして第24回（1893年上期）から、8%へ増額を実現したのであった。一般的に割賦金は、袋井銀行のように多数の零細出資者を糾合している場合には、とくに創業時には、零細出資者（株主）の高い関心もあって、13.2%の高配当を実施せざるをえなかった⁶⁹⁾。第24回（1893年上期）以降の各期に、配当の増額を果たしたとしても、8%にとどまつたのは、袋井銀行の抱えた特殊事情だけではなかつたろう。1890年代半ばから、わが国一般的な状況として、銀行経営が漸く順調に発展し始め、これを反映して異常な高配当は消えつたといえよう。この期間には、銀行設立がつづき、銀行間の競争も徐々にはげしくなってきた。一般的に銀行間の競争は預金、貸付金の増加に傾斜し、これによって銀行経営の発展が果たされ、実現される状況となつたのである。

この間に袋井銀行の預金貸金業務も発展をみたのであった。しかも預金が増加して、本格的な銀行業務の発展を実現するのは、1900年代に至つてからであった⁷⁰⁾。そこで預金については簡単に概略を述べるにとどめることとする。第1回（1881年下期）から第30回（1896年上期）までの、預金は表9「袋井銀行預り金の構成」で見る

特ニ獲利ノ視ルベキナシヲ以テ通常ニ経過セント云フニ外ナラス……』『明治29年上期 第三十期営業報告書』（1896年7月、袋井銀行）。

69) 明治初期銀行制度、とくに小規模銀行と出資者の関係については、志村嘉一『日本資本市場分析』（1969年11月、東大出版会）49～59ページを参照のこと。
 70) なおわが国銀行業務が一般的に本格的な発展した時期を1900年代とするについては、加藤俊彦『本邦銀行史論』（1957年3月、東大出版会）115ページ以下を参照されたい。

ことができる。第1回の預金構成は、「別段預り金」「定期預り金」「貯蔵預り金」「当座預り金」の4種類の預り金であった⁷¹⁾が、主体は定期預り金、当座預り金の2預金である。

「別段預り金」は、「當銀行株主ニ限り別段ノ約定ヲ結ヒ利子ハ年壹割式分ニシテ期限ハ預ケ主ノ引受タル株金月賦払込金ト為換ヲ以テ月次払戻スモノ」とするもので、当初の「口数ハ四拾八」⁷²⁾という。別段預り金は、創業に当つての株式申込金（払込金）の預りであった。そこでさきに述べたように、創業期の株式払込が完了した第3回（1882年下期）には残額零となり、口座も解消された。

「定期預り金」は、「約定期限内ト雖トモ預ケ主ノ請求ニ応シ何時ニテモ定利ヲ底減シテ払戻スノ便法ヲ以テス其口数ハ十七口ニシテ利足ハ平均壹割式分而シテ期限ハ長キモノ一ヶ年短キモノ六ヶ月ナリ⁷³⁾」であった。ここでは後年に見られるような、定期預金の型は定まっていなかつたのである。定期預り金は第3回から減少をつづけ、第12回（1887年上期）には、残高293円となつた。すでに述べてあるように当期は、減資を実行したのであって、「當銀行ノ困難ハ最早極点ニ達シタルナラン⁷⁴⁾」という状況にあつた。しかしながら、定期預り金は「約定期限内ト雖トモ預ケ主ノ請求ニ応シ何時ニテモ定利ヲ底減シテ払戻スノ便法」をとつていたから、減少するには当然であった。しかしこれ以後、銀行の信用回復とともに増加していくのである。増加傾向は、第22回（1892年上期）から現れるのだが、第26回（1894年上期）からはっきりしてくる。

「貯蔵預り金」は、「利足ハ年九朱ト定メ一口金拾錢以上毎日或ハ毎月ニテモ手数ヲ厭ハス預ケ人

71) 前掲『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課状』。

72) 前同『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課状』。

73) 前同『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課状』。

74) 『明治20年上期 第十二回半季実際考課状』（1887年7月、袋井銀行）。

表 9 袋井銀行預り金の構成

回	年期	別段預り金	定期預り金	当座預り金	貯蔵預り金	警察御用当座預り金	御用当座預り金	帝国生命保険会社預り金	信用組合当座預り金	信用組合当座預り金	合計
1	1881年下	2,095 (68.5)	952 (31.2)	0 (0.0)	10 (0.3)						3,057
2	1882年上	2,158 (48.5)	2,292 (51.5)	0 (0.0)	0 (0.0)						4,450
3	1882年下	0 (0.0)	1,778 (80.5)	430 (19.5)	0 (0.0)						2,208
4	1883年上		1,469 (83.3)	161 (9.2)	133 (7.5)						1,763
5	1883年下		1,213 (86.5)	0 (0.0)	189 (13.5)						1,403
6	1884年上		513 (49.3)	123 (11.8)	404 (38.9)						1,041
7	1884年下		453 (12.8)	2,596 (73.2)	498 (14.0)						3,548
8	1885年上		431 (21.9)	753 (38.2)	788 (39.9)						1,973
9	1885年下		351 (17.3)	942 (46.5)	734 (36.2)						2,029
10	1886年上		475 (13.3)	2,585 (72.6)	501 (14.1)						3,561
11	1886年下		477 (8.7)	4,711 (85.9)	294 (5.4)						5,483
12	1887年上		293 (7.7)	3,348 (88.4)	147 (3.9)						3,816
13	1887年下		1,513 (39.3)	2,220 (57.8)	113 (2.9)						3,847
14	1888年上		2,908 (45.7)	3,295 (51.8)	156 (2.5)						6,361
15	1888年下		1,911 (41.5)	2,609 (56.6)	89 (1.9)						4,610
16	1889年上		2,116 (33.5)	4,117 (65.2)	84 (1.3)						6,317
17	1889年下		1,513 (42.6)	1,937 (54.3)	113 (3.2)		(61)				3,563
18	1890年上		1,768 (40.8)	2,554 (58.9)	12 (0.3)						4,334
19	1890年下		1,564 (54.1)	1,326 (45.9)	0 (0.0)		(53)				2,890
20	1891年上		1,429 (34.9)	2,663 (65.1)	—						4,093
21	1891年下		1,351 (37.9)	2,209 (62.1)	—						3,560
22	1892年上		5,676 (49.8)	5,387 (47.2)	339 (3.0)						11,404
23	1892年下		8,112 (60.9)	4,707 (35.4)	492 (3.7)						13,312
24	1893年上		8,801 (47.5)	9,015 (48.6)	731 (3.9)						18,566
25	1893年下		8,809 (56.7)	4,536 (29.2)	1,247 (8.0)		81 (0.5)	872 (5.6)	5 (0.0)		15,550
26	1894年上	1,733 (4.8)	14,719 (40.5)	15,827 (43.5)	—		49 (0.1)	4,016 (11.1)	7 (0.0)		36,351
27	1894年下	1,398 (4.9)	16,748 (58.4)	9,773 (34.1)	—		60 (0.2)	690 (2.4)	9 (0.0)		28,678
28	1895年上	1,722 (4.3)	23,079 (57.6)	14,264 (35.7)	—		36 (0.0)	927 (2.4)	26 (0.0)		40,054
29	1895年下	2,021 (4.7)	28,491 (65.7)	12,101 (27.9)	—		687 (1.5)	79 (0.2)	—		43,381
30	1896年上	1,870 (2.8)	29,377 (43.8)	24,084 (35.9)	—		1,238 (1.8)	44 (0.1)	10,507 (15.6)		67,123

注1：警察御用当座預り金は、第26回、1894年上期より、御用当座預り金と名称を変える。

2：御用当座預り金は、第26回、1894年上期より、公金当座預り金と名称を変える。

3：御用当座預り金のうち、第17回、1889年下期、19回、1890年下期の（）内は田舎未上納金である、なお合計には入らない。
出所：『明治14年下期、第15年上期 第2章・武回半季実際考課状』（1882年7月、袋井銀行）～『明治29年上期 第三十期営業報告書』（1896年7月、袋井銀行）。

ノ望ニ任セ金百円ニ満ツレハ更ニ定期預リノ約定ヲナスモノ⁷⁵⁾」であった。いわば100円積立をめざす積立貯蓄であり、のちの貯蓄預金(定期積金)であった⁷⁶⁾。第4回(1883年上期)から「利足ハ年八朱ニシテ壱口金拾錢以上ハ毎日或ハ毎月ニテモ預ケ人ノ自由ニ任セ其金高五拾円ニ満ツレハ更ニ定期預リノ約束ヲナスモノトス 且預ケ人ノ都合ニヨリテハ何時ニテモ払戻スモノトス⁷⁷⁾」と変更した。貯蓄預り金は、利息を漸次に引き下げて、第13回(1887年下期)には、年利3朱(3%)としたが⁷⁸⁾、預り条件は変更されていない。第16回(1889年上期)には「貯蓄預リ金ノ利息ハ年三朱ニシテ壱口金拾錢以上ハ毎日ニテモ預ケ人ノ自由ニ之ヲ預ケ込又何時ニテモ払戻スモノトス⁷⁹⁾」と変更、積立のみを実行するものとなった。第23回(1892年下期)には、「貯蔵預リ金ハ年三朱己内ノ日歩利ヲ付ス⁸⁰⁾」として、日歩利付の貯蓄預金となった。1893年6月の銀行条例、貯蓄銀行条例施行に従って、第25回(1893年下期)から貯蔵預り金は解消された⁸¹⁾。

「当座預り金」は、「無利足ニシテ何時ニテモ払戻スモノ」であって、当初の「其口数ハ七口⁸²⁾」に過ぎなかった。当座預り金は、第19回(1890年下期)まで増減を繰り返すが、第20回(1891年上期)頃より銀行預金として定まってきたように思われる。しかしながら問題がないわけではなかっ

75) 前掲『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課状』。

76) 貯蓄預金についてくわしくは『本邦貯蓄銀行史』(1969年9月、協和銀行)131ページ以下、岡田和喜『貯蓄奨励運動の歴史的展開』(1996年1月)277ページ以下を参照されたい。

77) 前掲『明治16年上期 第四回半季実際考課状』。

78) 『明治19年下期 第十三回半季実際考課状』(1887年1月、袋井銀行)。

79) 前掲『明治22年上期 第十六回半季実際考課状』。

80) 前掲『明治25年下期 第二十三回半季実際考課状』。

81) 貯蓄銀行条例と貯蓄預金についてくわしくは、前掲『明治財政史』第12巻、882ページ以下、前掲『本邦貯蓄銀行史』41ページ以下などを参照されたい。

82) 前掲『明治14年下期、15年上期 第壱・弐回半季実際考課状』。

た。第16回(1889年上期)には、「当座預リハ特別ノ約定アルモノハ年参朱ヨリ壱朱五厘迄ノ日歩利ヲ附ス其他ハ概子無利子ニシテ何時ニテモ払戻スモノトス⁸³⁾」となった。第22回(1892年上期)より「当座預リ金ハ特別約定アルモノハ年五朱己内其他ハ年三朱己内ノ日歩利ヲ附シ御用当座ハ無利息トス⁸⁴⁾」とされた。すなわち第22回では取扱うに至ってはいないが、官公当座預金は無利子として、民間よりの当座預金は前期よりも利上げして、吸収をはかっていたのである。

第26回(1894年上期)から、「別途当座預り金」が設けられた。同口座については別段の説明はないが、第25回(1893年下期)でもって終わった貯蔵預り金に代わるものであったと、考えてよい。第25回から、「警察御用当座預り金」「公金預り金」「帝国生命保険会社預り金」がみられ、預金項目はにわかに増加する。

「警察御用当座預り金」は、第26回(1894年上期)から「御用当座預り金」となるが、当地の警察署の一時的な金銭出納預りであった。「御用当座預り金」は無利子とされたが、これによってさきにみた、当座預り金が利付き預金となつたのであろう。公金預り金は「重ニ町村役場上納集金一時預リニ付無利子トス」るものであった。「帝国生命保険会社預り金」は、「月々乃至半年壱ヶ年ノ契約ヲ以テ被保(險)人ヨリ払込毎月取纏メ本社エ送金スルヲ以テ無利子預リ」の預り金であった⁸⁵⁾。また第30回(1896年上期)から「信用組合当座預り金」がみられる。これは当地方における信用組合設立が続いたことによるであろう⁸⁶⁾。

83) 前掲『明治22年上期 第十六回半季実際考課状』。

84) 前掲『明治25年上期 第二十二回半季実際考課状』。

85) 『明治26年下期 第二十五期営業報告書』(1894年1月、袋井銀行)。

86) 信用組合の設立は当地方の報徳社運動と結びつくものであろうが、詳細はわからない。なお当地方の報徳社運動については前掲『袋井市史(通史編)』876ページ以下など、また報徳社と生産出荷組合(あるいは産業組合)との関連については『小笠郡茶業史』(1926年10月、小笠郡茶業組合)147ページ以下などを参照されたい。

表 10 袋井銀行貸付金の構成

回年期	貸付金	当期貸付金返済率	年賦貸付金	滞貸付金	合計
1 1881 年下	31,261 (100.0)	21.3			31,261
2 1882 年上	51,207 (100.0)	33.1			51,207
3 1882 年下	65,476 (100.0)	36.2			65,476
4 1883 年上	64,108 (100.0)	55.6			64,108
5 1883 年下	61,142 (100.0)	57.4			61,521
6 1884 年上	61,521 (100.0)	56.2			61,521
7 1884 年下	63,590 (100.0)	54.1			63,590
8 1885 年上	58,316 (100.0)	51.5			58,316
9 1885 年下	59,051 (100.0)	45.3			59,051
10 1886 年上	49,824 (100.0)	51.5			49,824
11 1886 年下	44,074 (100.0)	37.7			44,074
12 1887 年上	43,668 (100.0)	31.4			43,668
13 1887 年下	37,929 (100.0)	35.9			37,929
14 1888 年上	38,399 (100.0)	29.8			38,399
15 1888 年下	40,559 (100.0)	27.1			40,559
16 1889 年上	41,472 (100.0)	27.6			41,472
17 1889 年下	40,178 (100.0)	33.4			40,178
18 1890 年上	34,006 (100.0)	50.5			34,006
19 1890 年下	29,714 (86.9)	36.0	4,480 (13.1)		34,194
20 1891 年上	24,187 (45.7)	45.7	4,488 (15.7)		28,675
21 1891 年下	33,592 (88.6)	43.4	4,339 (11.4)		37,931
22 1892 年上	28,992 (92.4)	49.4	2,373 (7.6)		31,365
23 1892 年下	51,163 (95.6)	33.3	2,373 (4.4)		53,536
24 1893 年上	63,912 (96.4)	48.2	2,373 (3.6)		66,285
25 1893 年下	66,385 (90.5)	46.9	4,559 (6.2)	2,373 (3.3)	73,317
26 1894 年上	56,337 (89.2)	46.2	4,467 (7.1)	2,370 (3.7)	63,174
27 1894 年下	69,829 (94.8)	41.8	3,830 (5.2)		73,659
28 1895 年上	61,341 (94.0)	49.8	3,917 (6.0)		65,258
29 1895 年下	74,531 (95.1)	54.4	3,879 (4.9)		78,410
30 1896 年上	89,884 (95.7)	54.5	4,077 (4.3)		93,961

注：当期貸付金返済率は、当該期中の総貸付額に対する返済額の比率である。

出所：『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・弐回半季実際考課状』(1882 年 7 月、袋井銀行)～『明治 29 年上期 第三十期営業報告書』(1896 年 7 月、袋井銀行)。

このように各種の銀行預金口座が増加し、多様な預金吸収手段が講ぜられるのだが、銀行預金の増加は、漸く緒についた状況というべきであって、本格的な増加にはなお時間が必要であった。この間、ようやくにして借入金、預ヶ金でもって、銀行資金の融通と預金残高のバランスをとることとなるのであるが、これはのちにみる表 12「袋井銀行借入金、預ヶ金の推移」である。

第 1 回 (1881 年下期) から第 30 回 (1896 年

上期) までの貸付金は表 10「袋井銀行貸付金の構成」でみるようである。貸付金は銀行によせられた期待の大きさを示して、毎年に増加した。開業早々の貸付金は、「抵当ハ諸公債証書諸会社株券及地所ノ類ニメ其期限ノ最モ長キモノハ六ヶ月短キモノハ一ヶ月トス而シテ利足ハ低キモノハ年壹割四分高キモノハ年貳割ナリ⁸⁷⁾」と、順調に始

87) 前掲『明治 14 年下期、15 年上期 第壱・弐回半季実際考課状』。

まったくようであった。すでに述べてあるように、当地の1年間の資金需要は、製茶期と年末に集中し、7~8月は閑散期であった。しかしこのような季節的な変動に加え、1883年上期の社会情勢の変化は、深刻な影響を及ぼしただけでなく、銀行経営を直撃したのであった。

「本行當半期間（1883年1~6月）金融ノ如何ハ終始著シキ変動ナリ一月両月ハ金融極メテ繁ニシテ需用者頻ナリシト雖之ニ充ル入金稀ニシテ多ク其需メニ応シ難カリキ因テ利子ハ年式割ヲ以テ取引セリ之レ則チ田租ノ上納ト旧臘歳計ノ取越アルトニ因テ然ラン三四両月ハ前月ニ比シ需用少ナシト雖又入金絶テ無シ為メニ利子モ依然トシテ式割ナリ五六両月ハ製茶ノ入金ニ因テ大ヒニ融解ヲ見ント予想セシモ図ラサリキ……要スルニ当期行務ノ景況ハ総シテ物価下落ノ影響忽チ農民ノ疲弊商業ノ退縮トナリ為メニ……行務活発ヲ見サリシハ時勢不可避ノ事タリ⁸⁸⁾」

このような深刻な状況は、なおづくのであった⁸⁹⁾。この間、貸付金の「抵当ハ概子地所ニシテ余ハ公債証書銀行株券等⁹⁰⁾」の状態であった。これら貸付の担保は、土地不動産と株式であった。創業初期の株式を担保とする貸付は、すでに述べてあるように、自行株式を担保とするものであった。しかもこのなかには、頭取をはじめ上位に位置する有力株主が含まれていたのであった。かかる貸付の存在は、銀行業務の未成熟を示すのであるが、他方で貸付業務が杜撰であったことを意味する。それは単に自行株式を担保とする貸付を見るだけでなく、その他の担保評価に現れた。

88) 前掲『明治16年上期 第四回半季実際考課状』。

89) 「本行當半季間（1883年7月~12月）ノ要領ハ……

行務ハ江湖百業ノ景況ニ等シク不景気ヲ免ト云テ可ナリ夫レ然リ貸付金ハ敢テ新陳代謝ノ活動少ナク而シテ金融ノ如キモ著シキ繁忙ヲ見ズ就中八九両月頃閑ヲ覚エ十月以降稍ヤ繁ヲ感セシ……世況ヲ觀ミルニコノ衰運ハ世ト共ニ併馳スルノ衰運ナリ銀行独リ可憂ニアラサルナリ物価ノ下落将ニ其極ニ達スル來諸業ノ恢復旺盛期シテ可俟ナリ……」前掲『明治16年下期 第五回半季実際考課状』。

90) 前同『明治16年下期 第五回半季実際考課状』。

例えば、創業早々に見られた貸付をめぐる訴訟事件では、担保として差し出した地券証書の所有権が争われた⁹¹⁾。つまり知人が所有者に無断で担保に差入れたものとして、担保の有効性が争われている。これなどは如何に狭い地域社会であるとはいえ、担保の真偽を確かめないまま貸付を実行した杜撰さを、露呈したものであった。しかもデフレ状況の進行は、土地担保価格の低落をもたらし、ますます銀行経営を深刻化した⁹²⁾。かくて表10にみるように、当該期中の貸付金の返済率は、急速に低落していった。なおここで貸付金の返済率は、当該期中の総貸付額に対する返済額の比率である。この場合、滞っている既貸付金と新規貸付金の区別がつかない。しかし貸付金のおおよその状況判断となる。

さて返済率の悪化をうけて、さきにみたように、自行株式の買い上げ、自行株式担保の解消をめざした減資が実行されたのであった。ついで滞貸付金の整理が実行された。滞貸付金の整理は、表11「袋井銀行貸付金担保流込の状況」から見ることができる。とはいっても貸付金抵当品は、第25期（1893年下期）になっても、公債（5%）地所（30%）株券（33%）米其他物品（30%）信用（2%）と、地所、株券で63%を占めているのであって⁹³⁾、第10~12回の減資が教訓となってはいない。しかしかかる状況も、考課状の記述からは、矛盾は覆っていたというべきであろう。ま

91) 前掲『明治17年上期 第六回半季実際考課状』。

92) 「本行當半季間（1884年1月~6月）營業……數言ヲ要セスシテ蓋シ之ヲ尽スヲ得ヘン抑當半季間収益ハ前季ニ比シテ式割ヲ減シタル所以ハ物価低落ノ為メニ金融ノ運動ヲ失シ常ニ停滞緩慢ヲ極メ就中当地方第一ノ物産タル米価低廉ニ拠り農商一般ニ衰運ヲ来シ殊ニ地価ノ下落非常ニシテ負債者ハ抵当ニ不足ヲ生シ之カ償還ノ道ヲ失シ流融茲ニ壅結ス強テ償却ノ道ヲ立ントセハ勢ヒ地所ヲ売ラサルヲ得ス之ヲ鬻カント欲スレハ価格廉ニシテ負債ヲ償フニ足ラス進退之レ谷ルノ秋ニシテ負債者ノ困弊實ニ云フ可ラサルモノ往々輩出セリ其困弊タールツニ彼レニ止マラス……」前同『明治17年上期 第六回半季実際考課状』。

93) 『明治26年下期 第二十五期営業報告書』（1894年1月、袋井銀行）。

表 11 袋井銀行貸付金抵当物（不動産）流入の状況

回年期	貸付金残高	当期流込高	当期売却高	期末流込残高	うち山名郡内	うち周智郡内	うち豊田郡内
9 1885 年下	59,051	612 (37.5)	134 (8.2)	1,633 (2.8)	(49.2)	(46.1)	(4.7)
10 1886 年上	49,824	1,320 (42.9)	77 (2.8)	3,074 (5.5)	(93.3)	(6.7)	—
11 1886 年下	44,074	584 (16.6)	244 (6.9)	3,527 (6.2)	(78.3)	(21.7)	—
12 1887 年上	43,668	30 (0.9)	130 (3.8)	3,426 (7.8)	(69.2)	(30.8)	—
13 1887 年下	37,928	293 (7.9)	0	3,720 (9.8)	(67.6)	(32.4)	—
14 1888 年上	38,399	0	0	3,695 (9.6)	(67.6)	(32.4)	—
15 1888 年下	40,559	0	326 (10.1)	3,223 (7.9)	(74.9)	(25.1)	—
16 1889 年上	41,472	30 (1.1)	394 (14.4)	2,739 (6.6)	(36.9)	(63.1)	—
17 1889 年下	40,178	0	475 (21.0)	2,263 (5.6)	(22.7)	(77.3)	—
18 1890 年上	34,006	0	78 (3.6)	2,184 (6.4)	(23.3)	(76.7)	—
19 1890 年下	29,714	13 (0.6)	46 (2.1)	2,151 (7.2)	(24.0)	(76.0)	—
20 1891 年上	24,187	0	483 (30.1)	1,606 (6.6)	(13.1)	(86.9)	—
21 1891 年下	33,592	0	145 (9.9)	1,461 (4.3)	(14.5)	(85.5)	—
22 1892 年上	28,992	0	59 (4.2)	1,401 (4.8)	(10.7)	(89.3)	—
23 1892 年下	51,163	0	189 (15.6)	1,211 (2.3)	(11.8)	(88.2)	—
24 1893 年上	63,912	0	997 (465.9)	214 (3.3)	(100.0)	—	—
25 1893 年下	66,385	0	104 (358.6)	29 (0.0)	(100.0)	—	—

注1：第9～11回（1885年下期～86年下期）流込残高内訳は、当該期中の内訳、以下は期末流込残高の内訳。

2：当期流込高、売却高の比率は、当期流込残高に対する比率。

3：期末流込残高の比率は、（当期）貸付金残高に対する比率。

出所：『明治 18 年下期 第九回半季実際考課状』（1886 年 1 月、袋井銀行）～『明治 26 年下期 第二十五期営業報告書』（1894 年 1 月、袋井銀行）。

た表 11 から貸付金の実行が、銀行周辺に止まっていたことをしることができる。滞貸付金の整理がすんだ第 25 回（1893 年下期）頃より、営業活動は活発となってきた。

第 25 回（1893 年下期）には、「金融ハ緩慢ノ一方ニ傾キ運用ノ途ニ苦ミシニヨリ九月己前ニアリテハ更ニ収利ノ見ルヘキモノナカリシカ十月下旬ヨリ漸次需求者相顕ハレ円満ノ活動ヲ来タシ十二月ニ入りテハ稍々繁忙ノ兆候ヲ示⁹⁴⁾」してきたのであった。ついで第 26 回（1894 年上期）には、「前季末ニ引続キ金融ハ円満ノ活動ニシテ著シク緩急ナキモ四月下旬ニ至リテハ製茶ノ時機ニシテ大イニ繁忙ノ状況ヲ示セシガ是レ亦例情ニシテ一ヶ月内外ニ過キズ己后ハ製茶代金ノ入廻リニヨリ頓ニ緩慢トナリ了セリ⁹⁵⁾」と、当地特有の季節性をみるとこととなった。

94) 前掲『明治 26 年下期 第二十五期営業報告書』。

95) 前掲『明治 27 年上期 第二十六期営業報告書』。

そして第 30 回（1896 年上期）には、「金融ハ終始円滑ヲ保チ著ク繁緩ヲ示サス然レ共時勢ノ進歩ニ連レ運転ハ漸次増張セシカ利子ノ高低ニ至ッテハ微動ヲ与フルニ過キス何ントナレハ上記金融ニ傾斜ナキト需求者ノ敏活ニヨリ比較的応用セラル、トニヨリ特ニ獲利ノ視ルベキナキヲ以テ通常ニ経過セシト云フニ外ナラス而シテ春季ハ本行唯一ノ利益トシテ算案ニ措キシ製茶為換ノ如キ或ハ資金貸与ノ如キニ至ツテハ勤メテ確実ノ方針ヲ把リ滴々利益ト認ムルモノナキニアラサリシモ危険ヲ恐レ敢テ之ニ関預セス故ニ其利得ヲ享有セサルニ終了セリ⁹⁶⁾」となった。ようやく銀行業務が通常的に展開する状態になったというべきである。この間、銀行資金の緊張に融和をたもってきたのが、表 12「袋井銀行借入金、預ヶ金の推移」にみ

96) 『明治 29 年上半期 第三十期営業報告書』（1896 年 7 月、袋井銀行）。

表 12 袋井銀行借入金、預ヶ金の推移

回年期	借入金			預ヶ金				単位：円
	当期借入金	当期返済額	当期末借入高	前期繰越額	当期預ヶ額	当期払戻額	当期末預ヶ高	
10 1886 年上	1,300	1,300	0	—	6,300	6,300	0	
11 1886 年下				0	11,300	8,300	3,000	
12 1887 年上				3,000	5,130	8,130	0	
13 1887 年下	2,700	2,700	0	0	3,000	1,500	1,500	
14 1888 年上	3,700	3,700	0	1,500	0	1,500	0	
15 1888 年下	2,700	0	2,700		0	0	0	
16 1889 年上	2,700	5,400	0					
17 1889 年下	2,600	1,700	1,600					
18 1890 年上	7,200	8,800	0					
19 1890 年下	5,500	4,500	1,000					
20 1891 年上	4,600	5,600	0					
21 1891 年下	1,300	300	1,000					
22 1892 年上	14,398	14,398	1,000					
23 1892 年下	6,500	6,000	1,500					
24 1893 年上	15,010	10,100	6,500					
25 1893 年下	12,270	7,000	11,770	—	4,000	4,000	0	
26 1894 年上	17,020	28,790	0	0	9,450	450	9,000	
27 1894 年下	11,900	3,000	8,900	9,000	15,000	24,000	0	
28 1895 年上	28,300	28,300	0	0	10,500	0	10,500	
29 1895 年下	7,200	7,200	0	10,500	19,220	26,500	3,220	
30 1896 年上	14,000	14,000	0	3,220	12,559	6,830	8,949	

出所：『明治 19 年上期 第拾回半季実際考課状』（1886 年 7 月，袋井銀行）～『明治 29 年上期 第三十期営業報告書』（1896 年 7 月，袋井銀行）。

られるものであった。

銀行間の取引である為替取引は，送金手形でもって銀行創業期から実行された。ついで第 16 回（1889 年上期）から荷為替の取組が始まられた⁹⁷⁾。為替取引は 1900 年代に至って増加していくのであって，課題は先のことである。しかし「東海道鉄道開通以来漸ク商業活気ノ状ヲ示スヲ以営業上又自ラ活動ノ兆候ヲ顕セリ」ということであったから，銀行にとって「荷質荷為換等ノ業務ニ就テハ大ニ望ヲ属スルニ至レリ⁹⁸⁾」というものであった。そこでこの時機のコルレスポンデンス契約の状況をみると，表 13「袋井銀行コルレスポンデンスの契約状況」となるのであった。

コルレス契約は，1891 年下期まで掛川銀行の本支店 6 カ所，静岡三十五銀行東京支店，藤枝銀

行（静岡県藤枝町）の 8 カ所であった。掛川銀行は，隣接した地に創業されたこともあって，袋井銀行の求めに応じて取引を開始したのであろう。掛川銀行は 1880 年の創業時以来，東京，横浜に店舗を開設して，為替取引の拡大に力を注いでいた。しかし同行の信用状況は限られた範囲にとどまるものであった。同行の為替取組の大半は自行内に限られたのであって，他行間については最小限のものであった⁹⁹⁾。掛川銀行本支店を主とした袋井銀行の為替取引は，1892 年上期に静岡第三十五国立銀行横浜支店と結び，さらに大阪第百三十五国立銀行名古屋支店へと広げられた。しかし

97) 前掲『明治 22 年上期 第十六回半季実際考課状』。
98) 前同『明治 22 年上期 第十六回半季実際考課状』。

99) 創業期の掛川銀行の為替取引については，岡田和喜『地方銀行史論』（2001 年 3 月，日本経済評論社）第 2 章，3 私立銀行と為替取組，105 ページ以下，岡田和喜『掛川銀行の東北地方出張店』『東北地方金融の構造と展開』（1978 年 3 月，時潮社）を参照されたい。

表13 袋井銀行コルレスポンデンスの契約状況

回年期	期末契約数	当期増加数	当期減少数	新規コルレス契約銀行
22 1892年上期	9	1	0	静岡第三十五国立銀行横浜支店
23 1892年下期	10	1	0	大坂第百三十五国立銀行名古屋支店
24 1893年上期	10	0	0	
25 1893年下期	11	1	0	中遠銀行(静岡県見付町)
26 1894年上期	12	1	0	西遠銀行(静岡県浜松町)
27 1894年下期	12	0	0	
28 1895年上期	12	0	0	
29 1895年下期	13	1	0	藤沢銀行(神奈川県藤沢町)
30 1896年上期	18	5	0	静岡実業銀行(静岡市) 横須賀銀行(神奈川県横須賀町) 清水銀行(静岡県清水市) 堀之内銀行(静岡県小笠郡) 山乃内銀行豊橋支店(本店、静岡県中泉町)

注1：1892年上期までにコルレス契約を結んでいた銀行は以下の8ヶ所であった。

静岡第三十五国立銀行東京支店、掛川銀行(静岡県掛川町)、掛川銀行静岡支店、掛川銀行金谷出張店、掛川銀行島田出張店、掛川銀行東京支店、掛川銀行横浜出張店、藤枝銀行(静岡県藤枝町)。

2：銀行に付けた()内は、所在地である。支店、出張店の場合には付けてない。

出所：『明治25年上期 第式拾式回半季実際考課状』(1892年7月、袋井銀行)～『明治29年上期 第三十期営業報告書』(1896年7月、袋井銀行)。

為替取引の限界をわずかながらも広げてくるのは、1890年代後半になってからであった。袋井銀行の銀行間取引は、1900年代以降の課題であった。

ここまで検討から知ることのできる袋井銀行の営業成績は、ようやく緒についたというべき状態であるが、大略的には不安定な状況にあったというべきである。

IV おわりに

これまで袋井銀行の創業(1881年7月)より第30期(1896年上半期)までの15年間の営業状況を検討してきた。以下に、この15年間、30回の営業について大略をまとめ、問題を整理しておくこととする。

袋井銀行は、遠江国山名郡袋井宿に1881年7月に設立された。静岡県における明治初期の銀行制度は、静岡第三十五国立銀行を頂点に成立、構成された。静岡第三十五国立銀行の設立に当っては、土地所有者を中心に地方名望家の積極的な参加が求められた。ついで彼等を中心軸に、各地に多くの私立銀行が設立された。この状況にあって、

袋井銀行は、国立銀行制度につづく私立銀行制度の先駆けとして設立されたから、大きな期待を集めた。そこで設立に当っては、周辺地域からだけでなく、さらに広げた地域からの参加も得たのであった。

袋井銀行の設立された山名郡袋井宿は、浜松県山名郡袋井宿から、静岡県磐田郡袋井町を経て、静岡県袋井市となって現在に至っている。袋井宿は大井、天竜の両川に挟まれ、静岡県西部の中遠地方と呼ばれる地域に含まれる。古くから域内には金谷、掛川、袋井、見附の4宿場があり、東西の半ばに位置する交通の要地であった。また周辺は、茶業を含んだ静岡県最大の穀倉地帯であった。したがって袋井銀行をとりまく環境は、多様な農業生産と、これに関連する商業活動であった。従ってその営業は、とくに株主構成には、農業生産の発展を支える土地所有者の盛衰、凋落と、商業活動が輻輳、反映することとなった。

農業生産に関連しては、明治以降に治水事業が精力的に進められ、生産力向上が果たされることとなるのだが、農家経済も1890年代後半からの茶業興隆、米穀生産の上昇に並列して展開され

た。これに合わせて地主制の発展と、中小土地所有層の広汎な展開がみられた。それは反面で大規模地主制から中小土地所有者までの、凋落の過程でもあった。この状況は、とくに袋井銀行創業期の株主構成に、反映されたのであった。

その創業に当って銀行出資者（株主）の求めるところは、銀行からの資金供与であった。結果的には土地担保貸付と、袋井銀行株を担保とする貸付（自行株式の担保）の累積をもたらしたのであった。これはたちまちに銀行経営の行詰りを意味するものであった。そこで固定的な土地担保貸付の解消に先立って、資本金20%の減資による不良な自行株式担保の解消を図った。減資は、自行株式の買上実行と不良な自行株式担保の解消によって果たされたのであった。ここでは銀行出資をたかだか銀行預け金と理解する状況があった。いわば出資と預金の区別がなされない、銀行制度の未成熟さが曝されることとなつたのであった。しかもこの不良資産の整理、減資の実行過程で、頂点にたつ株主の凋落と、巧みに肥大化していく株主、そして中小株主の目まぐるしい入れ替えが繰り広げられたのであった。それは袋井銀行をとりまく、土地所有者の盛衰でもあったのである。かような減資を境として、圧倒的な株主による銀行支配でなく、相対的な上位株主による銀行経営、多数の中小株主の寄せ集する株主構成を形成することとなった。かつ株主の地域分布も、銀行所在地の周辺に集められ、かつ早期にみられた株式所有の変動を少なくさせて、所有者を固定することとなつた。

この間の銀行経営は順調ではなかった。まず貸出資金は大方が、資本金で形成された。資本金の過少性は、銀行経営を直撃したから、創業即時に

資本増加を実行した。しかし参加株主の資金供与の需要に応じた結果は、自行株式担保貸付の増大→不良貸出增加をもたらし、株式担保貸付の解消と株式買取りを求められることとなつた。この結果が、創業からわずか5年を経た段階での減資であった。これによって貸付業務の安易さと、担保管理の杜撰さを曝け出したのであるが、担保品（不動産）の流れ込み状態から判断すれば、この段階での信用供与は、銀行所在地の周辺に止まっていた。これが結果として創業期の痛手を少なくしたのではないかと推測しうる。

一方で預金銀行の本源的資金である預金勘定は、多様な項目から成っていた。しかし定期預金は、「約定期限内ト雖モ預ケ主ノ請求ニ応シ何時ニテモ定利ヲ低減シテ払戻スノ便法」をとっていた。つまりわが国銀行制度に定着してくる定期預金とは、いまだ距離がある状況にあった。定期預金を補完する貯蓄預金は、「利足ハ年八朱ニシテ一口金拾錢以上ハ毎日ニテモ預ケ人ノ自由ニ任せ其金高五拾円ニ満レハ更ニ定期預リノ約束ヲナスマノトス但預ケ人ノ都合ニヨリテハ何時ニテモ払戻スモノトス」という¹⁰⁰⁾。わが国に固有な定期的に継続的に実行する貯蓄預金である定期積金の原型を、ここでみることができる。しかし定期預金、貯蓄預金とも銀行預金として、確実な信用を基盤として成り立つものではなかった。

このような過程を経て袋井銀行が、近代的銀行制度としての展開を始めるのは、1890年代後半であった。袋井銀行創業期の15年間、30回の営業が示すところは、ようやくに銀行業務の端緒が開かれた段階とするべきものであった。

（日本大学名誉教授）

100) 前掲『明治17年上期 第六回半季実際考課状』。